

第二回 國會議院 財政及び金融委員會會議錄第四十三号

昭和二十三年六月二十一日(月曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 早稻田柳右門君

理事 塚田十一郎君 理事 島田 晋作君

理事 中崎 敏君 理事 梅林 時雄君

理事 吉川 久衛君

青木 孝義君 淺利 三朗君

石原 登君 江崎 眞澄君

大上 司君 倉石 忠雄君

島村 一郎君 吉米地英俊君

松田 正一君 宮崎 靖君

赤松 勇君 川合 彰武君

佐藤觀次郎君 林 大作君

金光 義邦君 中曾根康弘君

細川八十八君 井出一太郎君

内藤 友明君 藤田 榮君

堀江 實藏君 本田 英作君

出席國務大臣

内閣總理大臣 芦田 均君

大藏大臣 北村徳太郎君

逓信大臣 富吉 榮二君

國務大臣 栗栖 勉夫君

出席政府委員

大藏事務官 愛知 揆一君

委員外の出席者

專門調査員 氏家 武君

六月十八日

有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一五七号)

同月十九日

鉄道運賃並びに郵便料金値上反対の請願(島上善五郎君外一名紹介)(第一五一七号)

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議錄 第四十三号 昭和二十三年六月二十一日

私鉄運賃に対する課税に関する請願(佐伯宗義君紹介)(第一五三九号)

農業事業税反対の請願(堀江實藏君外一名紹介)(第一五四九号)

團扇、扇子及びカレンダーに対する物品税改正の請願(安平鹿一君外一名紹介)(第一五四四号)

農業協同組合に法人税等課税反対の請願(黒田壽男君外二名紹介)(第一五五五号)

茶に対する物品税撤廃の請願(岡野繁藏君紹介)(第一五六八号)

元知多飛行場の土地建物施設拂下の請願(佐藤觀次郎君紹介)(第一五七一五号)

玩具に対する物品税引下の請願(早稻田柳右門君外一名紹介)(第一五六九号)

酒の密造防止と酒税の適正化に関する請願(武藤嘉一君紹介)(第一五七五号)

の審査を本委員会に付託された。

六月十九日

農業協同組合に対し法人税等の課税反対に関する陳情書外二件(若手縣東磐井郡藤沢町農業協同組合長理事千葉清藏外四十八名)(第七三九号)

協同組合に法人税等の課税反対に関する陳情書(協同組合課税対策協議会日本協同組合同盟外九名)(第七四〇号)

價格統制の重点化に関する陳情書(東京商工会議所会頭高橋龍太郎)(第七五六号)

取引高税設定反対の陳情書(京都府取引高税設定反対の陳情書)

商工團體長會議代表京都商工会議所会頭中野種一郎(第七五九号)

取引高税設定反対の陳情書外一件(宇都宮商工会議所会頭飯島守外十名)(第七六一号)

取引高税設定反対の陳情書(大垣市郭町大垣商工会議所会頭國枝嘉兵衛)(第七六八号)

同(武生商工会議所会頭吉田透)(第七七九号)

取引高税設定反対の陳情書外一件(山口縣秋田唐通町萩商工会議所会頭河上屋千代植外一名)(第七七八号)

農業協同組合に対し法人税等の課税反対に関する陳情書(岡山縣津岡山農業協同組合長會議代表岡尋)(第七九〇号)

農業協同組合に法人税等の課税反対に関する陳情書(全國農民組合長崎縣連合會)(第七九六号)

取引高税設定反対の陳情書外二件(新潟縣商工会議所連合會會長敦井榮吉外五名)(第八〇三三三)

税に関する陳情書(商工協同組合中央會商工政治協議會中國四國フロッグ會議代表内藤藤)(第八〇四四)

医療に対し事業税賦課反対の陳情書外一件(鉏路市幣舞町鉏路西村医師會札木照治外二十八名)(第八〇九号)

取引高税設定反対の陳情書外一件(北九州商工会議所連合會會長宮内竹次郎外一名)(第八一三三三)

政府に対する不正手段による支拂請求の防止に関する法律第三條の改正に関する陳情書(全國町村會長生田和平)(第八一九号)

物價改訂反対等に関する陳情書(全國労働組合連絡協議會)(第八二八号)

國稅事務取扱費國庫補助の陳情書(全國市町村會長生田和平)(第八三〇号)

石炭税の設定並びに分與に関する陳情書(福岡縣田川郡大任村長池本甚平外一名)(第八四二二二)

昭和二十三年度予算案並びに稅制改革案反対の陳情書(全國財務労働組合)(第八四七七)

取引高税設定反対の陳情書外十九件(茨城縣商工会議所會頭竹内勇之助外八千五百名)(第八五〇〇)

取引高税設定反対の陳情書(神戸商工会議所會頭富崎彦一郎)(第八五六号)

弁護士に対し事業税賦課反対の陳情書(日本弁護士會連合會)(第八六八号)

玩具物品税軽減の陳情書外一件(東京都中央區日本橋區馬喰町一丁目日本玩具協合理事長會持福雄外一名)(第八七四四)

助産医療に対し事業税賦課反対の陳情書(山口縣助産婦會長前田ヤエ)(第八八一三)

インフレ対策に関する陳情書(山形縣東根町柴田泰助)(第八八三三)

本日の會議に付した事件

連合審査會開會の件

参考人招請に関する件

軍事公債の利子支拂の特例に関する法律案(内閣提出)(第八六号)

所得稅法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)(第九三三三)

取引高税法案(内閣提出)(第九四号)

郵便貯金の第二封鎖預金打切りに關する件

○早稻田委員長 會議を開きます。

議案審査に入ります前にお諮りしたいことがあります。それは、去る六月十五日商業委員會に付託せられた貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案は、本来ならば當然本委員會に付託さるべき筋合ひのものであります。が、議案審査の都合上、今回に限り商業委員會に付託されたものであります。この点法案の審査を商業委員會に任せるのいかかと思われましますので、當委員會と連合審査會を開き、審査の慎重を期したいと思ひますが、御異議はありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○早稻田委員長 異議なしと認めます。従つて商業委員會と連合審査會を開くことに決定をいたします。

本日は總理大臣、大藏大臣、安本長官と御出席を願ふことに相なつておりますので、軍事公債の利子支拂の特例に関する法律案、所得稅法の一部を改正する等の法律案、取引高税法案、以上三件を一括して議題とし、質疑に入ります。順次御發言を願ひます。

○青木(孝)委員 私は財政委員會にお

917

ける予算の審議にあたりまして、最初に總理大臣に質問をいたしたいと存じておりますが、まだお見えになりませんので、ただいまお見えになつておる北村大蔵大臣に御質問をいたしたいと思ひます。

まず北村大蔵大臣にお伺ひいたしたいことは、本予算の編成に關する若干の質問であります。当局の説明によりますれば、本予算編成の根本方針は、收支の適合せる予算を編成することが当面の経済安定に對する総合的な施策の大宗をなすものであるということ、それからインフレの高進を阻止する最善の方法は、收支の適合せる財政計画を確立するにあるということ、この二点に求められてゐるのであります。予算編成に對するこの根本方針は、それ自体として何人も非難の余地はないものであります。かかる根本方針から出た本予算が、赤字のない均衡予算であることは、けだし当然と言わなければなりません。しかしながら均衡とは第一義的なものではありません。均衡にはおよそ二つの種類があると思ひます。實質的均衡と形式的均衡である。この兩者は本質的に異なるものでありまして、しかも形式的均衡は実は不均衡と同様の存在にほかならないのであります。本予算は均衡の美しさと言つたら、まことに申し分のない予算であります。しかしながら私は不幸にして本予算のもつ均衡の美を、外編的な、しかも名目的な、形式的なものとして指摘せざるを得ないのであります。否むしろ質實的には、未だかつて見ないところの不均衡極まる予算であると言へざるを得ないのであります。本予算はインフレを阻止するどころか、

これを一層激発する爆薬であつて、國民経済にも生産循環の展開に對して、恐るべき破壊的作用を営む破壊力である。こう考へるのであります。私は單に本予算が、二十二年度の二度の追加予算を合わせたものの八割強の増加といふ、あまりにも膨大な数字であるからといふのではありません。本予算があまりにも大きな裏口をもつており、かつ消費的であり、自己膨張の必然性を、それ自身の中に内包しておる点を指摘せざるを得ないのであります。まず歳出の面におきまして、かつて大河内教授が公聴會において指摘いたしておりましたように政府の出資金、價格調整金、公共事業費は實際上赤字となるものである。そして價格調整費はインフレの高進とともに膨脹を余儀なくされ、政府出資金は当初の五百五十億圓を無理に百八十億圓に削減したものであります。事業界の金詰りといふことを考へますと、一般物價の高騰によつて、年度内には数倍の増加を來すことは必然であり、必至である。さらにたとへば、インフレの行政整理を進行し得たとし、インフレの高進による一般物價の上昇に伴う三千七百圓のペーアの維持が不可能になりますれば、給與費目がそれだけ増加するし、また物價の騰貴は終戦処理費、賠償処理費を増加せしめ、各支出費目の増加はますます不可避的なものであります。かくのごときものは追加予算の計上にどうしても追ひこまれざるを得ない。財政インフレとの一般の高進がここに不可避的なものとして招來されざるを得ないのである。これに對しまし、また歳入はどうかと言ひますと、別にこまかい数字は申しませんけれど

も、政府は本年度の國民所得を一兆九千億圓と算定しておられるのであります。國民所得はその算定のしかたによつて大きくも算定することができるといふことは、また小さくもなる。昨年度を基準としたらすれば、これほど大きな数字とはならないはずであります。算定のしかたでどうにもなる國民所得の算定の基準を明らかにせずして、政治的に利用することはまことに欺瞞政治と言はざるを得ない。國民の担税能力がすでに限界に達しておりましたし、各方面においてこの点は遺憾なく指摘されてゐるところであります。しかも金融面は民間資金が資金需要に及ばず、事業界の金詰りはインフレの高進に比例いたしました一層悪化しつつある。これはインフレに固有な特徴ではあります。この点から考へても、大河内教授の指摘いたしておりましたように現在の制度ではいかに税率を変更したり、あるいは新税を設けたりいたしましても、徴税能力に限界が來てゐる。従つて予算と徴税実績の大幅な時間的ずれは、再び避け得ないと思ひなければなりません。従つてまたこの点からも相当巨額の追加予算の計上が不可避であると思はざるを得ないのであります。政府のお言葉を借りて申しますならば、ただに財政收支の数字的均衡に止めることなく、安定せる物價と、安定せる實質賃金を通じて、経済再建に向ふ國民経済の合理的体制を確立する一應の構想を得て、ここにその編成を見た、こう言われておりますが、本予算の正体とはまさにかかものものである。これに對する蔵相の御所見を承りたいと思ひます。

○北村巨務大臣 答へ申します。大體日本経済が全体として健康を回復しているかどうかといふことが一つの大きな問題でございまして、國民経済全体が、すでに健康を回復してゐるという場合には、國家財政のまたきわめて純粹な意味における健全化ということも、期待し得ることはあるものであります。それで私も今回財政の面から予算を編成するにあたりましてとりました態度は、財政支出による財政インフレがあつてはならない。従つてこの財政インフレをどうして防止するかといふことに力点を置いて、一應の成案を得ましたので、御審議を願つたわけでありまして、従つていまなお企業は赤字に悩んでゐる。どうして赤字を処理するかといふ問題も残されておりますし、また赤字の家計を多分にもつてゐるような現状にも、目をおおわけていかなければならぬ。これは生々しい事実でございます。かような現実の上に立つて、これを少くとも財政の面から悪化してはならぬ。インフレーションの高進に對して、財政を処理しつつどうしてこれを緩慢化するかといふことが、與えられた課題であると思はるのであります。さういふ観点から、まず財政支出によるインフレの高進を抑へるといふことが力点を置いたつもりでございまして、これが形式的な單なる均衡予算であつて、實質が伴わないといふやうな意味のお言葉がございしましたけれども、われ／＼はほんとうに實質的な健全財政といふものが実現するためには、單に財政経済の問題ばかりでなく、これに加ふるに／＼な社会的な、あるいは道義的な、あるいは政治的な諸問題がいりまして、そしてその成果として實質的な健康への途が與

えられると考へるのであります。たとへば賃金の問題にいたしましても、名目的な賃金がこれだけでいいというわけではございませぬけれども、どうしてもそれが定質的に裏づけられるという問題が解決しなければならぬ。それは單に経済問題だけでなく、諸般のあらゆる力がこれに加わりまして、その一本道へ進むことによつて、實質的な裏づけがある。たとえば生産がどの程度強化されるか、どの程度の消費材が輸入されるかといふことの裏づけによつて、その實質賃金のその實質的な効果といふものがあつてくるのであります。さういふ考へ方からいたしまして、まず何よりも、形式的だといふ御批判があつても、われ／＼は赤字のない予算を組まなければならぬ。財政インフレをどうしても抑へなければならぬといふような観点から、今回の予算を編成いたしましたので、さういふ意味でございまして、單なる形式にすぎぬのである。これはどうも自己欺瞞であるといふやうなお言葉もありました。けれども私もさういふ考へておらぬのであります。それから今のようなインフレの段階において起るべき一つのデフレ現象と申します。金詰りの点を御指摘になりましたが、これは今回の物價の改訂あるいは賃金ベースの改訂等々から、通貨の使用量は當然あふれるわけでありますから、ある程度の増加は私もむしろ認めなければならぬ。またさういふ方向に行つて、かえつて今の金融政策においてインフレを阻止するに急なるあまり、一面において生産を阻害してはならぬといふことはもちろんでございます。インフレを阻止するに

は通貨の膨張を防がなければならぬといふことを考えると同時に、また生産を増強するという点を忘れてはならぬ、さうな施策を十分にとりたい。かように考へておる次第であります。

○青木(孝)委員 私の質問いたしました点についてのお答えは、まことに結構なお答えだと存じておりますが、ただ私は各般の日本の経済的諸事情、その他政治、経済、文化の面にわたりますして、非常な困難のときにありますことは、決して私どもこれを知らないわけではありません。しかも國民の経済生活というものをいかにすれば、一体大蔵大臣が仰しやるように、收支の均衡といふことを、ともかくも数字の上だけでも合わせなければならぬといふ、非常に苦しい立場に立つておられることも、よく了解できるのであります。しかし國民生活のあり方ないしは今日の國民の窮状というものを考へてみると、これがまことに正しい予算の組方であるといふように考へておるのではありませんか。いたすらに安易を求めるという方法で、予算の編成に努力せられたといふことで、私はどうもこれに承服しかねるのがあります。もちろん私もこの案におきまして、すでに昨日の新聞でそれぞれ予算編成の内訳についても、一應の発表をいたしておるのであります。私がここで特別にお伺いをいたしておきたいことは、さらに鉄道運賃の値上げ、郵便料金の引上げ問題であります。殊に鉄道運賃を一挙に三倍半、こゝういふふうに大幅に値上げを断行することは、國民に非常な衝撃を與へま

で、インフレの激勢に拍車をかける。

さらでだに急迫しておる國民生活を重くして、彼らの生活に対する絶望感を與へるものではないかと。われわれとしては断固として反対せざるを得ない。こゝういふわけでありませう。政府は國有鉄道及び通信事業の世界的な非能率性といふことは、おそろしく考へておられましようし、いたすらに運賃であるとか、あるいは郵便料金の値上げによつて、独立採算制の確立を企圖しようとするのは、よほど考へなければならぬ。独立採算制という言葉を、われわれ早くから知つておる。そしてまた鉄道にしても、通信事業にしても、独立採算が可能であるといふことだけでも結構であるとわれわれは存じます。しかし独立採算を維持するといふ名のもとに大幅な値上げを行つては五十億円の赤字を拂拭し得ない現在の状態でありませう。合理化を前提としない独立採算制はおそろしく無意味である。國民の経済活動、並びに生活の動力である二つの事業のごときは、むしろ民間に移譲して、その合理化と能率化をはかるべきではないかと考へます。この点について大蔵大臣はいかようにお考へになつておられるか、御所見をお伺いしたいと思います。

それから國民経済の事情について、もつと十分に認識するところがなければならぬといふ意味のお話もありました。これは當然のことでありませう。たとえば國民所得に対する財政負担の割合は、昨年度一九％でありましたが、本年度は二二％であります。國民大衆に對してかような痛い負担をかけることは、私どもとしても心に苦しいのであります。しかしまた一方において、英國では四〇％の財政負担をしておる。こゝういふことをもち出して、その内容に触れないやうな軽々しい考へ方はいたしておられません。イギリスにおいては四〇％國民所得に対する財政負担があるといはしても、やみによる家計がきつめて少い、ほとんどないといふ現状と、われわれのやうに、消費生活の七〇％以上はやみによらなければならぬといふ実情とは違ふのでありますから、さういふ國民生活の実態についても、十分検討しなければならぬ、かように考へておるのでございませう。

も追究して合理化をいたし、あるいは不要なものは処分するとか、あるいは擬制雇傭をどう整理するかといふやうな諸問題に對して、決して甘い考へをもつてはいかぬといふことは十分考へておられます。従つて今回もあれだけ値上げをいたしましても、御指摘のごとく鉄道において百億、通信において五十億といふ、一般会計からの赤字の背負ひをせしめておることは、鉄道自体あるいは通信自体において、できるだけ整理すべきものは整理して捻出し、合理化すべきものは合理化するといふ点を残しておるといふ考へをもつておられますので、独立採算制は實質的な独立採算制としなければならぬと考へておられます。

府の惰慢と、政治力の貧困に基く重大な失態で、當然國民に對してその政治的責任をとるべきであると考えます。それにもかかわらず先に予算大綱のみをお示しになつて、これが審議を國會に要請なさいましたことは、國民を代表する國會を、ある意味において侮辱するものではないと言わねばならぬと思ふのであります。政府の政治的良心を私どもとしては疑わざるを得ないのであります。この点に對する若田首相の責任ある御答弁を煩わしたいと存じます。

第二番目に、今年度予算と外資導入計画との關係について御質問申し上げたいのであります。政府は外資導入によつてさしたる中間安定を招来しようとしておられるやうであります。が、政府はこれに對していかなる具體的対策を用意しておられるか。すなわち外資に對して提供せらるべき担保、並びにいかなる形態における外資を導入されようとするのであるか。さらにまた政府は本予算におきまして、法人税を引下げて、これによつて外資導入の準備的行為とされてゐるやうであります。が、これは安易な投機の問題に走つて、基本的な問題を閑却した矛盾した政策と言ふべきではないか。もちろん法人税の引下げが外資導入の妥當な一つの準備行為でありますことは、疑いを入れないところであります。しかしながら外資導入にとつて最も基本的なものは、申すまでもなく資本の安全性といふこと、その収益性を確保しなければならぬといふことであります。このための根幹的対策は、言うまでもなく財政の實質的な均衡の確立によるインフレの克服といふこと、そ

れに基きます労働不安の除去とであります。さきに來朝せられました米國の使節團のたれもが、この点を指摘し強調されていることは、周知の通りであります。しかるにインフレ克服の契機とすべき本予算は、先ほども大蔵大臣に申し上げました通り、大河内教授も參議院予算公聴会におきまして指摘しておられますように、完全にこの期待を裏切つたものと断ぜざるを得ないのであります。しからば政府が健全財政の原則を貫徹し得る、あるいは得た、この點を示している本予算は、実は未だかつて見ざる不健全財政で、インフレ激成の財政であるといふことは否めない事實であります。政府以外のすべての財政専門家の、殊にこの点は一一致して認めているところであります。本予算における投資的支出及び消費的支出というのは、終戦処理費あるいは賠償施設処理費、連合國財産返還費等、まことに巨額な避くべからざる出費が計上されているとは申しながら、一対四という大きな不均衡を示しておりますし、また價格調整費、公共事業費、政府出資金は實際的な赤字を構成するものであると考へるのであります。殊に政府出資金の大部分を占めております復金の出資は、財政收支の形式的均衡を確保するために、わずかに百八十億圓に止められておりますが、産業資金の需給状態を考慮いたしますならば、年度内に数倍に達することは、おそらく避け得られないと考へるのであります。國民経済の順当なる再生産循環を軌道に推進いたしますための國民的期待が、ドレーパー使節團來朝以後の情勢の好轉によりまして、裏づけせられようとするまさにこのときにあつ

りまして、この好轉の期を破壊し去るやうな不健全財政は、芦田首相の意圖されるものと、國民に宣傳されてきた外資導入による中間安定と、まづたく矛盾するものではないか。この点に關する首相の御所見を承りたいと存じます。

○芦田國務大臣 第一の質問は、予算の提出が非常に遅延したことについて、政治的責任を感じないかという質問でありました。この質問は予算審議の本会議において再三提議せられた質問でありまして、その都府政府において相対詳細にお答えしたと考へております。今日特にこれに附け加えてお答えする点はないと思ひますが、政府としては三月十日に組閣が完了して以後、四月、五月、六月の暫定予算をつくり、さらに引続き昭和二十三年度の本予算を編成いたしましたのでありまして、期間的に考へて、從來いづれの政府に比へまして、特に現政府が予算の編成に長時間を要したとは考へておりません。そのことは青木君は、前々議會において石橋大蔵大臣のもとに予算編成が幾日必要としたかという事實を御記憶のほうであります。特に現政府がそれ以上の長い時日を要したとは考へておりません。しかしながら連營委員會会において政府が約束をした五月中旬に本予算の提出ができなくて、五月二十六日ごろまで遅れたといふことは、本會議においても政府は遺憾に考へておるといふことを聲明したのであります。今日においてもその点ははつきり青木さんにお答えしておきます。それから第二の中間安定の問題であります。この問題も本會議においてしばしば論議されて、当時安本長官

並びに大蔵大臣より詳細にお答えをしたのであります。特に私より附け加えてお答えすることはあまり残つていないと思ひますが、外資導入についての御質問は、中間安定と関連して青木君よりお尋ねになりました。外資導入は少くも政府と政府の間のクレジット及び物資の輸入に關する限り、すでに新聞紙上にも発表されておる通りきわめて順調に進行いたしております。従つて今日まで世間に発表せられた事實を基礎として考へてみれば、政府がさきに発表いたしました経済再建五箇年計画は、当初の目標通り順調に進行し得るものと考へております。その長期計画に差しかかるその最初の段階をもつております。現状のままに進行するならば、政府の中間安定政策に何ら障害となるべき事實は起つていないと存じます。また外資導入の受入態勢として法人税の軽減を行つた。しかしそれだけでは足りない。これ以上に外國資本家を安んじてわが國に投資せしめるには、利潤の確保その他の点についても、十分考慮する必要があるではないかという御意見は、まさに政府の共鳴するところでありまして、漸を追うてそれらの具体的な施策につき、國會の審議を求むる考へております。

○青木(孝)委員 先を急ぎますので、簡単に御質問いたします。最後に總理大臣にお伺ひいたしたいことは、行政整理の問題であります。行政整理は一般会計の人員費の約一五%に相當する額を節約するといふことを目標として行われたとのことですが、その時期及び方法いかん。さらにその整理人員並びにこれに対する受入態勢については、總理大臣はいかようにお考へになつておるか。その具体的な措置をおとりになるお考

えがあれば、その点をお伺ひしたいと思ひます。そうしてさらに必要にして煩瑣な統制を今日はずして、おるといふことは、おそろく行政整理と不可分の關係にあると思ひますから、この点をひとつぜひ御所見を伺つておきたい。なおそれから引續いて軍公問題についてお伺ひを願ひいたしたいと存じます。まずその点を一應お願いいたします。

○芦田國務大臣 行政整理の問題については、本會議においても植原君より民自党を代表して質問がありました。その際一應お答えをいたしましたのであります。しかし重ねての御質問でありまして、さうなすお附け加えてお答えをいたしますが、今回の予算に現われておる各省人員費の一五%を節約したといふことについては、それが各省の人員実数を一割五分切り落とすといふことと、正確に符合するかどうかといふことは、各種の行政整理に伴う機構の改革を實行した上でないと、正確の数を発表することは非常に困難であります。というところは、たとえば出先官憲の整理も、おそろくこの旬日のうちに発表し得る程度になると考へております。また各省にわたつても、新設の省のごとき人員整理の余地の非常に少ないところと、また省によつて実員と定員との差が非常に開いておるところと、案外に開いてない省とがあります。たとえば大蔵省のごときは、定員に比べて実員が非常に少くなつておる。外務省のごときは、定員と実員とが、ほとんど接近しておるといふふうに、各省ごと

正確に今発表することは困難でありま
すが、予算に掲げた人件費一五%節
約の線に沿ってこれに相應する人員を
減少していく、こういう方針で今せつ
かく進行いたしておる次第であります。

○青木(孝)委員 大体的御説明は了
いたしました。最後に総理大臣にお伺
いたしたいのであります。菅田
総理大臣は、私どもの知つておる範圍
では、いづれ純粹なりベラリストだ
というように考えながら、これまでい
ろと政策の上に盛られた菅田総理大
臣の御意図なり御希望なりというもの
が、どうもいづれに突つてきておる
ということが、うかがい知り得られる
のであります。殊に軍事公債利拂延期
の問題につきましても、もうたび／＼

各方面から質問もあつたことではあり
ます。けれども、私もこの際総理大臣
のこの問題に対する御所見を、一應伺
つておきたいと思つてあります。政
治上の各般の施策は、個人的な意図な
り、希望なりとは別といたしまして、
ともかくもそれ／＼の各政党の立つて
おる基盤に根本をもたなければなりま
すまいし、またその政策はおのづから
その政党の立つておる基盤に關連をも
つものであるというところは、現在の政
治におきましては當然なことであらう
と存するのであります。御承知の通り
に私が申し上げるまでもなく、菅田内
閣は社会党及び國協党と連合と申しま
するが、連立と申しまするか、ともか
くも一緒に内閣を組閣しておられて、
しかもその間の協調を保つて政治を行
つていこうとする、現在の内閣の立場
であるというふうに考えまするとき
に、一体この軍事公債の利拂を云々す
る、こういう問題については非常に慎

重を期せられておることも、われ／＼
はよく存じておるのであります。しか
し最後の結論があまりにも私どもの感
じますところでは、むだな事柄をお
えておられるというふうに、端的に申
せば考えられるのであります。軍事公
債が戦費調達の手段として用いられた
ことは、疑問の余地はございません。
そつしてその所有者は戦費を調達した
當時者でないことはもちろんであります
。同様にたとえその裏づけとなるベ
き物資が喪失されていゝとしても、債
務は嚴として債務である。個人貸借の
場合において、借り入れる者が借金を
消費してしまつたとしても、それと同
時に借金返済の義務を喪失するもので
はない。これは言ひまでもございませ
ん。これは國家と國民との貸借關係に
ついても、同様に言ひ得られると考え
ます。また戦時補償の打切りによる犠
牲は、ひとり企業のみが負担している
わけではございません。金融機關も預
金者もまたこれを負担しているのでは
ありません。かかる觀念上の論争はしば
らくおきまして、純粹に経済的見地に立
つてこれを見ますならば、わが経済の
再建上マイナスの意義をもつものであ
ることは明らかである、こう考えま
す。というものは、外資の導入というこ
とを控へ、しかもわが國の再建が急速
に行われなければならない。しかも國家
は対外的に十分の信用を保たなければ
ならぬ。こういうことに到達してあり
ます。日本経済、日本の國家におきま
しては、どうしても経済を安定せしめ
なければならぬといふことは、どなた
も御同感であらうと存じます。のに、
あえて今回の軍事公債の利拂延期を断
行せられたといふことは、どう考へて

見ても、民主黨が社会黨の立場を何と
かして立てる。すなわちメツツを立て
るために、このことをやらなければな
らなかつたのだといふこと以外に、こ
こに何ら特別の理由が見出せないよう
に、われ／＼は常識として考えます
ので、まずこの点からひとつ御答弁を
願ひたいと存じます。

○菅田總務大臣 軍事公債の利拂に
ついては、現内閣成立前に、三黨政策
協定が結ばれて、その中には軍事公債
利拂停止の措置といふことについて意
見が一致した結果、その基礎の上にこ
の内閣が成立した。従つて政策協定がで
きた當時から、政府のいくべき方向は
大体決定されておつた。かように考え
ることは間違ひではないと思ふ。この
問題の重要性については、しば／＼本
會議においても質問がありまして、政
府としてはそのたびにそれ／＼お答へ
をいたしたはずであります。従つてそ
ういふ点には私は触れませんが、對外
信用を著しく傷つけるではないかとい
う御議論につきましても、利拂停止措
置をとる前に、わが國は對外的な債務に
對しては、一錢一厘といふこともこれを
怠るものではないといふことを明白に
いたしました結果、今日のところ何ら
軍公の利拂停止のために、わが國の信
用が海外において失墜されたと思われ
る材料が現れておりません。先般ア
メリカの議會において、対日復興援助
費が削減されんとしたのには、その現
れであるといふことが言論も一、二
世間に傳へられたやうであります。が、
これもさうでなかつたといふこと
は、本朝ごらんのニュースによつて御
存じの通りであります。その点にお
いては、私も對外信用を損すること

影響を與へなかつたと深く信じておる
のであります。御承知の通り今日の
日本の政治は、どの政党が政府の首班
となつても、結局は何らかの連立の形
によらなければ國會の多数を擁するこ
とはできない。日本社会黨が總選舉に
おいて数百万に上る票によつて國會勢
力を表現しておる以上、その基盤とな
つておる何百万有権者の意向を政策の
うちに取入れて、そつして實際政治に
あたるといふことは、現政府としては
當然いくべき方向であります。その点
においてわれ／＼は何ら間違つた方法
をとつたとは思へておりません。

○青木(孝)委員 ただいま總理大臣
は、社会黨の國民による信頼が、この
政策を實行するといふことの根本であ
るといふふうに、要約すれば御説明に
なつたと存じます。が、しかし一体現
在の政治といふものが、國民の世論を
代表するといふことにおいて過誤なき
かどうか。私も少しはほんとうに菅
田總理大臣のおつしやるやうなことを
信ずるためには、もう一遍ここに解散
を断行せられて、國民の世論をお聴き
になることが一番わかりやすいことだ
と存じます。が、しかしともかくもこ
の軍事公債の利拂を一年間延期する
といふことによつて、これが一体どれ
だけわが國の経済再建に役立つかとい
うこととお考えになつたかどうか。こ
の点であります。もしこれをわが國再
建のために役立つ、こういうふうにお
考えになつたといふしますならば、
これは菅田總理大臣の錯覺に陥られた
結果かと思ふのであります。現に今度
なされた措置は、これによつてまずこ
く一般的に觀察いたしますれば、この
措置は、これ／＼國民が重点的に問

題を考へてきて、しかも大きく考へて
きたにががわらず、大した意味のない
ものになつてしまつた。こういう結果
になるのではありますけれども、とも
かくも民主黨内閣が成立いたしますの
に、社会黨の援助を得なければならぬ。
一緒にやつておるからやむを得ない。
こういう事實はわが／＼おつておられ
ども、こういうむだなことをして、しか
も特に日本の産業を振興せしめなけれ
ばならぬ、その必須條件であるところ
の金融機關の將來に対する不安を助長
し、しかも軍事公債は、今日正常な取
引ではございせんけれども、おそら
く七十四内外しかたしておらないと
いう状況でありますから、これが全然
對外的問題として影響がない。こ
うおつしやることは、それはおそらく下
レバーによるところの一億五千万ド
ルの融資といふやうな問題をお考へた
だけで、この問題をほうり去ることは
できぬと思ふのであります。たださ
いまいに日本は今日一つの制限的な自
領下の経済事情のもとに置かれてい
るからこそ、それがはつきりと見えない
のであります。おそらくこれが何ら
影響がないといふやうにお考へにな
り、あるいはおつしやることは、必ず
しも菅田首相の本心ではなからうと私
は思ふのであります。が、ともかく軍事
公債の利拂、一年間延期といふこと
が、どんな効果を現わしたか。また効
果を現わすべきであるか。この点を明
瞭にしたいだかつたことが肝要であら
うかと私は思ふのであります。さらにそ
れに伴ひまして、この延期といふこと
によつて、金融機關はどんなふうにな
るのか。また將來に対する不安とい
ふものがこれに伴つていふことは、

五

世間周知のことです。すでに世間でも言われております。この利拂の延期は、一應今年にしようとするけれども、さらにまた来年においては一体どうなるだろうか。場合によつてはこの公債は無効にされるか、あるいは利拂を停止されるかといったような不安は、澎湃として起つてゐるであります。殊に世間でうわさされておりますように、栗栖現安本長官と鈴木茂三郎氏との間に取交された話合、そういうものまで世間では、これが想像であるか事実であるかは存じませんけれども、いろいろ心配されてゐる状況であります。一体この場合政府は、今年は一應この措置で何とか片がつくが、来年は一体どうなるか、こういう問題に対する経済社会の心理的不安といふものを、首相はどういうふうに考えておられるか。まずその点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○青木(孝)委員 総理大臣の御答弁、お説の通りであります。別段さういふことは書いてございせん。しかしわれ／＼は、こういう筆に出でられた総理大臣の根本的な考えを承りたいと思つてあります。今日は承りにくいかもしれませんが、これは承りまして、私の後にまだ御質問がございまして、私はこれで簡単にやめます。ただこの措置について私が承つておきたいと思ふことは、ともかくここであげますれば、軍事公債の利拂延期に對して、いろいろ金融機関はこれに意見を述べておりますし、また政府もこの点については、かくお考えになつたものと了解できるのは、軍事公債利拂延期の案を前からお持ちになつておつた。社会党は天下の公党として、この軍事公債の利拂の問題を實現さそうといふことは、これは当然すぎるくらいに当然なことであるけれども、民主主義側の方の意見から申しますれば、大体はこれは反対であつたものであります。それが今この案を提出に至るまでの経過をながめてみますと、総理大臣に承りたいのであります。北村大蔵大臣もこの委員会、川合君からあつたかと思

それから第二の点につきましては、ただいま國会に提案しております軍公債利拂停止の法律案は、本年七月一日より來年の六月末日までに至る利子の支拂いを延期する、こういうことが明日になつてゐるのであります。この法律を見る限り、今日の措置は本年七月一日より來年六月末日までの利拂に限り、その間では何人にもわかるのであります。來年利拂をやめるとか、元本をむだにするとかいふごとき印象を與える條文は、一つの中にはいつておりません。

○青木(孝)委員 総理大臣の御答弁、お説の通りであります。別段さういふことは書いてございせん。しかしわれ／＼は、こういう筆に出でられた総理大臣の根本的な考えを承りたいと思つてあります。今日は承りにくいかもしれませんが、これは承りまして、私の後にまだ御質問がございまして、私はこれで簡単にやめます。ただこの措置について私が承つておきたいと思ふことは、ともかくここであげますれば、軍事公債の利拂延期に對して、いろいろ金融機関はこれに意見を述べておりますし、また政府もこの点については、かくお考えになつたものと了解できるのは、軍事公債利拂延期の案を前からお持ちになつておつた。社会党は天下の公党として、この軍事公債の利拂の問題を實現さそうといふことは、これは当然すぎるくらいに当然なことであるけれども、民主主義側の方の意見から申しますれば、大体はこれは反対であつたものであります。それが今この案を提出に至るまでの経過をながめてみますと、総理大臣に承りたいのであります。北村大蔵大臣もこの委員会、川合君からあつたかと思

察して、われ／＼はどうしてかかるむだな措置を講じなければ芦田内閣といふものが成立しなかつたかといふようなことがそぞろ考えられるのであります。私の質問は総理大臣に對してはこれが一應終ることになりましたが、栗栖現安本部長官及び大蔵大臣に對しまして、なお御質問を後にいたしたいと思ひます。

○早稲田委員長 松田正一君
○松田委員 本委員会に現われまして、大抵私どもも今まで一致した結論を得たのであります。この軍事公債利拂停止については、遺憾ながら政府に質問をいたして記録をとつておきたいと存じます。今青木君から御質問もあつたのであります。総理大臣に對しましてはきつめて簡単に伺ひたいとおきまして、あとまた他の大臣に、これが及ぼす影響等について御質問をいたしたいと存じます。この軍事公債利拂の問題であります。だが、内閣を組織いたしましたも、総理大臣の言われるごとく、これは連立でいかなければならぬやうな事態になつております。これは連立でやられることは当然であります。社会党の方で、この案を前からお持ちになつておつた。社会党は天下の公党として、この軍事公債の利拂の問題を實現さそうといふことは、これは当然すぎるくらいに当然なことであるけれども、民主主義側の方の意見から申しますれば、大体はこれは反対であつたものであります。それが今この案を提出に至るまでの経過をながめてみますと、総理大臣に承りたいのであります。北村大蔵大臣もこの委員会、川合君からあつたかと思

います。予算委員会だ。この委員会で質問があつた。それで大上君がそれを打切つたことがある。そのときの質問に對する答弁は、委員会を設けて、委員会で軍事公債の利拂をしてはいかぬといふことになつたらやらないのだ。やれといふことになつたらやらないのだ。こういう答弁をされた。一方質問した方から申しますと、さうじやないのだ。打切りは、これは三党政策協定できめてゐるのである。その処置をどうしてやるかといふこと、どういふ方法で軍事公債の利拂停止をやるかといふことを、委員会できめるのだといふ食違ひがあつたのであります。そのときに出ておりました案件はこれに關係のない案でありましたから、大上君がそればもうその程度で質問を打切つてもらいたたいといふことを言つたのであります。速記録を見ていただきますと、予算委員会通過せしめようといふときに、予算委員会で大蔵大臣の語が、利拂停止を前提としての委員会だといふやうなことにいくらか意味がかわつてきておる。それが今世間で疑つてゐるところであります。それなら委員会ができて、あの委員会は賛成もあつたが反対もあつた。それで決をとりつておらぬ。そうするとあと委員会は、利拂停止をするか否かといふ一つの座談会に終つてゐる。あのときに決をとつたならば、軍事公債利拂の停止をしては弊害があつて利益がないといふことになつたものだ。世間では思つてゐる。ことさらにこの決をとらなかつたのは、政府が干渉して決をとらなかつたのじやないかといふことを世間で疑つておりますが、この点について何か総理大

臣の方で、何ゆえにあの委員会が決をとらずに一つの座談会に終らしめたかといふことについて、この案を今日提出に至りますまで、何か關係があるかどうかといふことを承りたいのであります。それが一点であります。

○青木(孝)委員 松田君に答へたいのであります。あの委員会は、政策協定に書いてあります通り、軍事公債利拂の停止の措置に關する委員会でありまして、しかしこれは政府の機関ではありません。黨の政策協定に基いて一委員会をつくと書いてありますから、政府の機関ではむろんないのであります。従つて政府がこれに干渉して、かれこれと委員の意思を動かして得る性質の委員会ではなかつた。いおんや政府の措置に對する議決機関でもありません。それらに意見を腹藏なく聴いた上で、それに基づいて政府の政策がきまるといふ程度の委員会でありまして、必ずしも議決機関でないことはおわかりの通り。従つて最後の段階になつて議決をしなかつたといふのは、おそろくは二つの意見にわかれて、議をまとめることができなかった結果であらうと思つております。

○松田委員 政府の議決機関でもないことはわかつておりますが、いづれにいたしましても賛否両論あつたのであります。賛成がどれだけあつたかといふことをきめるのが、一委員会といふものができましたならば、その委員会は、いふことに決したといふことにするの、委員会の普通のやり方でありまして、政府の方でこの委員会の決議があつたならば、その結果を尊重されおつたに相違ないものでありますけれども、賛成と反対と両論あつたといふ

臣の方で、何ゆえにあの委員会が決をとらずに一つの座談会に終らしめたかといふことについて、この案を今日提出に至りますまで、何か關係があるかどうかといふことを承りたいのであります。それが一点であります。

○青木(孝)委員 松田君に答へたいのであります。あの委員会は、政策協定に書いてあります通り、軍事公債利拂の停止の措置に關する委員会でありまして、しかしこれは政府の機関ではありません。黨の政策協定に基いて一委員会をつくと書いてありますから、政府の機関ではむろんないのであります。従つて政府がこれに干渉して、かれこれと委員の意思を動かして得る性質の委員会ではなかつた。いおんや政府の措置に對する議決機関でもありません。それらに意見を腹藏なく聴いた上で、それに基づいて政府の政策がきまるといふ程度の委員会でありまして、必ずしも議決機関でないことはおわかりの通り。従つて最後の段階になつて議決をしなかつたといふのは、おそろくは二つの意見にわかれて、議をまとめることができなかった結果であらうと思つております。

○松田委員 政府の議決機関でもないことはわかつておりますが、いづれにいたしましても賛否両論あつたのであります。賛成がどれだけあつたかといふことをきめるのが、一委員会といふものができましたならば、その委員会は、いふことに決したといふことにするの、委員会の普通のやり方でありまして、政府の方でこの委員会の決議があつたならば、その結果を尊重されおつたに相違ないものでありますけれども、賛成と反対と両論あつたといふ

ことだけで済んでしまつたものだから、この案が政府の單獨に出てきたもの、こゝういふふうに解釈するほか仕方がない、こゝに世間が疑つておるところがあるのではありません。それはその程度でよろしいと思いますが、連立内閣であるとなれば、なるほど一党の政策といふものはこれは必ずしも行えないといふことは、私も承知はいたしておりますけれども、これはやはり連立であるならば、政策の協調をやるべきものではないかと思はれる。今の青木君の質問は大体は予算委員会が聴かれる事項かと思ひましたけれども、予算についていろいろお話があつて、大蔵大臣もお答えになつたのですが、この程度の予算を今出す政府の立場といひまして、この影響するところの大きい軍事公債の利拂を停止しなければならぬという理由は、今も青木君からお話がありました、金高にしますれば十五億圓と申しますが、焼酎たり紛失したり、再発行の手続きが煩瑣でできないものを引いてしまひますと、十四億圓ちよつとぐらゐなものにしかならぬと言ひます。それくらい金高の軍事公債の利拂停止をやつて、それで外資導入——これが総理大臣の申されるごとく、政府と政府の間におきましての外資導入といふものは、なるほど曙光を見出してありますし、これはある程度まで喜ばなければならぬことだと思ひますけれども、それだけでは日本の再建といふものはできません。必ず個人的外資の導入といふものがなければ、眞にわが國の再建といふものはできるものではない。はたしてそつたとすれば、この軍事公債利拂停止によつて、少くとも、軍事

公債は金融機関が主にもつておる、約七割七分までもつておる。この利拂停止の結果影響するのは、金融機関の内容が不堅実になつてくるということになりますれば、個人的外資の導入に差支へは来さぬといふはずはないはずであります。しかればこの利拂停止をしたことによつて、金融機関がそこまですべて内容の不堅実を暴露するといふようなところまで影響するといふ軍事公債の利拂停止を、今これをやらなければならぬ理由がどこにあるか。外資導入、しかも個人的外資導入に支障を全然来さぬと申しますれば、その理由を承つておきたいと思ひます。

○青木國務大臣 松田君の質問は、公債の利拂停止は金融機構を弱体化せしめる。そうして外資導入に障害を與えるであらう。こゝういふ御質問のようであります。御承知の通り軍事公債の利拂を一年間延期するといふがため、銀行界のこゝろむるべき影響について、は、それ／＼銀行家の間において、話合ひの結果影響が起らないような案が協議されておるうちに承知しております。従つてこの利拂を一年延期するがために、市中銀行初めその他の銀行が損害を受けるものとは、政府において考へておりません。何ら銀行の信用は動搖してない、かように考へておるわけでありませう。なお外國の民間資金の導入に害が及ぶのではないかと申すお話であります。今日まで民間同志の交渉は、わが國の産業の各部門において行われておるようであります。今回事業公債の利拂を一年間延期するといふことのために、その話が停頓したといふ情報は一つも受取つていないのであります。

○松田委員 支障を來したといふ情報は受取つておらぬ、こゝう申されますが、それはその通りであります。けれどもこれが利拂停止になると、影響するところが甚大でありますから、自然そゝういふ結果になるのではないかと申すことをわれ／＼は懸念をしておるものであります。それでもう一点だけ伺ひしておきたいのでありますが、本年度の当初予算が修正なくして通過いたしましたものといたしまして約四千億、これが通過をしても物價の改訂といふものがあとにくるのでありますから、修正なくして通過いたしましたも、いづれもまたここに補正予算を出さなければならぬ。昨年の例に鑑みますと、昨年七月に物價の改訂をやつてから以來といふものは、補正予算に補正予算を重ねて、当初予算からみますれば予算は約、倍になつた。それで國民の所得もまた一方に殖えたといふやうなことになるのであります。本年もこの予算が通るといたしまして、やはり補正は出していかなければならぬことになりはせぬかと思ひます。そうしますれば今四千億であるが、これが五千億、六千億、七千億といふやうに、本年度の予算の總額がなるものとしたら、わずかに十四億圓ばかりの利拂を停止して、それが有意義にかりに使はれるにしたところ、影響するところと比較したとき、それでどれだけ役に立つておるかといふことを考へてみますれば、私どもはわが國の現状において、この程度の軍事公債の利拂停止をする必要がないやうに思はれるのであります。なお今金融機関に向つて支障のないやうにするといふやうなお話がありまし

た。それならばその具體的な案がどこにあられるのか。これを承りますれば、それだけ損失のできることを、何か補償でもしていくということになるのであつて、何でもこの利拂停止をやらなければならぬのか。こちらで利拂は停止して、こちらの方で補償するとか、何か救済策を設けるのであつたならば、政府の予算としては別に變りがないじやないか。そうすれば別に軍事公債の利拂停止をする必要もないやうに思ひます。どうして補償をされるのであるか、どういふふうに救済されるのであるか、それらの金高についてもお考へがあれば承りたい。しかしこれは事務的なことだから総理大臣以外の者に聴けと言はれるならば、これは総理大臣に必ずしも御答弁願はねどもよろしいが、いづれにいたしましても本年は補正予算は出るべきものとして、その金高に対して十四億圓のものを停止するといふことで、それだけの利益があるか、それだけの弊害があるか、これをにらみ合せてみましたならば、この軍事公債の利拂の停止といふものは、これはまづたく連立内閣のために職に就いたといふことになつてきて、政治的問題からこゝういふことになつていくことが、まことに遺憾のやうに思ふのであります。これは意見のやうであります。具體的のことについて総理大臣おわかりでなければ、ほかの大臣からでもよろしいからお答願ひたい。

○青木國務大臣 ただいまの松田君の御質問は、先ほどの私の答弁を少し誤解しておられるやうに思ひます。私が答えたことは、軍事公債利拂を一年延ばすから、それに必要な措置を、政

府の権力をもつて政府の予算をどうにするといふことを答へたものではございません。銀行は一年間の利拂停止があつても、資産勘定その他に何ら障害のないやうな方法を、銀行自体において、あるいは銀行團としての話合ひによつて、あと始末ができるといふことを、私が聞いておるといふことをお答へしたのであります。政府が権力を發動したり、あるいは予算で金を支出したり、それを救済するといふことが、き意向は全然もつておらぬのであります。次にこれがさらにインフレを高進させて、やがて補正予算を必要とするから、追加予算を出すのではないかと、御質問であります。政府は近く発表すべき物價改訂をすでに予想して、給與水準をもあげて、すべての材料を織りこんで今回の本予算を編成いたしましたのであります。今後起るべき給與水準の引上げ、もしくはマル公の改訂その他によつて、この予算の履行に著しき障害を與えるやうなことは、全然あり得ないといふ確信のもとに出しておるのであります。従つて今日のところ追加予算を提出するやうな必要があると思はれてはおりません。

○松田委員 もう時間もこゝういふ時間になりましたから、総理大臣はお急ぎのやうでありますから、私の質問はこれで打切つておきまして、あとはほかの大臣に承ることにいたします。

○宮崎委員 ただいま議題になつております三法律案の基本的な事柄につきまして、総理大臣、大蔵大臣、安本長官に御質問いたしまして、細目の点は政府委員からその後において承りたいと思ひます。ただいま質問が軍公債利拂問題に移つておりますので、その方を

先に申し上げます。利子支拂い延期の特例を設けるというものは、非善悪の論につきましても、本委員会が初めて本日質疑を交わすのでありますが、その以前において民間と申しまして、か、世上において結論的な決定にまいつておるのであります。今さらこのに反対、賛成の理由を申し述べることも、何か矛盾したような感じをもつています。ただお尋ねいたしましたことは、

かような措置は一体憲法普及会の会長でもあられた芦田総理大臣として、非常な憲法に対する違反とまでは強く申しませんが、矛盾ではなからうかと考へるものであります。なぜならば、現行憲法は民主主義と平和主義をはつきりと取入れておりました。社会主義はこれに盛りこんであります。すなわち私有財産を完全に認めまして、財産権はこれを犯してはならないと書いてあります。ところがどうも是非善悪の論は世論に私は任しておるものでございまして、かようなことが政府の施策として用いられますことは、結局憲法の正條から考へてみまして、何か大きな矛盾があるのではないかと、もしかような措置をとるについては、憲法の改正が先であつて、しかるのちに行政的な措置がとらるべきではなからうかと考へておられます。同時にこの軍事公債に対しましては世間の信用、対外的と申しましようか、対内的と申しましようか、すでにこれは下落してしまつて、今さら政府の施策がよからうが惡からうが、ほとんど救う途のない問題だと私は考へる。よつてかかることができ得べくんば、國民の自発的な愛國心と申しますか、それに訴へまして、もし軍事公債をこの際政府に無償提供する

ものに対して、特別の措置として、たゞいま重圧に苦しんでおる租税の面において、額面の二割ぐらゐを振りかえてやる。こういうような画期的な提案をもちまして、民主的に民意が發動することによつて、軍事公債を整理せられたらどうか。これが現在の憲法の趣旨に合うものだとは私は考へております。この点に対しまして総理大臣の御所見を伺います。

○青田國務大臣 だいたいの御質問は、國民の基本的な権利義務を簡單に法律をもつて変更することは、憲法の建前からしてどうかという御質問でありました。なるほど憲法第十二條におきましては、國民の自由及び権利が保障されております。と同時にまたこの保障する自由及び権利は、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うと書いてあるものであります。一箇年利拂を延期することそのことが、公共の福祉のために利用せられるものであれば、憲法の精神と反するものではないかと考へていないのであります。しかしながら國民の自発的な愛國心によつて軍事公債を政府に献納するといふ運動は望ましいといふことは、私もまつたぐ同意であります。國民が統々すべての公債を政府に対して寄附をされるならば、私は大いに歡迎いたしたいと思つております。

手心を加えたといふ総理大臣の言われます法人税の負担といふものは、實質的には決して軽減されておらないようでありまして、その細目はまたあとで討論いたしますが、その三千億円の貯蓄目標を達成するために、非常に障害となつて、あるいはこれが不可能になるではないかといふような、新しい法律が一條條法人税に追加せられております。これは第四十六條の二であります。本店といわず、支店といわず、工場といわず、營業所といわず、管轄いたしました税務署、財務局は、その帳簿の検査及び質問、調査等を行へる、かように今度規定が追加されております。従つて今まで全然税務署や財務局の調査を受けなかつた銀行の支店の帳簿も、これを取調あるいは質問し、調査するといふようなことが適法に行われることになりまして、従つてかねがわ貯蓄奨励、貯蓄増進の目標から発表しておる基本的な條件であります預金の秘密といふものは、絶対に保持せられないような状態になるでなからうかといふように考へる。もし預金の秘密が保持せられなかつたならば、三千億円の貯蓄目標達成は、いわゆる空念仏になるであらうと存じますが、この点に對する総理大臣の御所見を伺います。

○青田國務大臣 その問題は私よりも所管大臣である大藏大臣の方がよく承知しておりますから、大藏大臣からお答えいたします。

○北村國務大臣 だいたいの御質問は、ごもつともであります。これは實は金融機関は全然眼中においてないといふとおかしいのですが、そういうことは予想しておらぬのであります。實際問題としては、事業会社等で本店の所在地を田舎に置いて、實質的な会社の経営の主体を支店にしておくと、うなことで、合理的なといふか、一應合法的と思はれる程の逸脱が從來かなりございまして、さうな事實もあつたのであります。これではどうも税法を適正に適用することが困難でございますので、さうなるきわめて惡質なものについて調査が可能なるように、この法案を御審議を願つておる次第でありまして、従つて本社にしてほんとうは本店でないといふような例が相当あつたのであります。これはきわめてまれな例かもしれませんが、あつたのであります。従つて、さういふようなものを一應考へておるのであります。従つて金融機関は、何といたしましてもただいまお話のごとく、預金の秘密性が保持せられなければ預金の増強が困難であり、また今日國民蓄積の増大に向つて努力しなければならぬことは当然であります。この点に向つて私は十分心得てするつもりでございますから、さう御了承願ひます。

問題として、事業会社等で本店の所在地を田舎に置いて、實質的な会社の経営の主体を支店にしておくと、うなことで、合理的なといふか、一應合法的と思はれる程の逸脱が從來かなりございまして、さうな事實もあつたのであります。これではどうも税法を適正に適用することが困難でございますので、さうなるきわめて惡質なものについて調査が可能なるように、この法案を御審議を願つておる次第でありまして、従つて本社にしてほんとうは本店でないといふような例が相当あつたのであります。これはきわめてまれな例かもしれませんが、あつたのであります。従つて、さういふようなものを一應考へておるのであります。従つて金融機関は、何といたしましてもただいまお話のごとく、預金の秘密性が保持せられなければ預金の増強が困難であり、また今日國民蓄積の増大に向つて努力しなければならぬことは当然であります。この点に向つて私は十分心得てするつもりでございますから、さう御了承願ひます。

○宮澤委員 その次に所得税法等の改正によりまして、納税義務者に対してする法律的な規制と申しますか、圧迫と申しますか、行政面からは非常にやりやういふようになっておりますが、國民の側から見ますと、何らこれに對します對抗的な手段が講ぜられていない。先ほど憲法のお話がありましたが、基本的な権利といふものが尊重せられておる面を認めません。簡單に申しますと審査請求につきましても、一つの提出の期限はありますけれども、これを処理する期限がついていない。あらゆる新法制の行き方といふものが、苦情処理機関が設けられて、

が、苦情処理機関が設けられて、民主的な方法によりまして、協議してこれを決定するようになっておりますが、ひとりの最高根幹をなします税については、民主的な芦田総理大臣であられながら、さらに民主的な法制の取入れがありませんが、かような方法であくまで推進いたしますときには、この税に對する苦情が百出いたします。して、結局歳入を満足せしむることができないと存じますが、この苦情処理機関あるいは異議処理機関といふようなものを設けまして、これを処理するお考えはございませんか。その点をお伺ひいたします。

○青田國務大臣 私は不幸にして税法の知識が非常に足りません。私からお答へすることはかえつて時宜を得ないと思ひますから、政府委員からお答へいたします。

○宮澤委員 それではお預けいたします。その次にお伺ひいたしますが、予算委員会の方でもいふ御質問があつたと思ひます。また同僚青木博士からも予算に關連しての御質問があつたやうであります。今度の歳入の税額の予定額算出の内容を拜見いたしますと、この見積りははなはだ感心できない。簡單に申しますとこの予算の中にまだ税の増収の期待される。いわゆる自然増収といふものが多分に含まれておる。先ほど來補正、更正の追加予算等は出さない方針であると総理大臣は述べられておりますが、昭和二十二年の追加予算に對しましては、税法の改正に伴つて、税法それ自体の改正による歳入増以外に、四百六十億六百万円という自然増収を見積つて、歳入に

計上してありました。今回はさような措置がございせん。これを隠して、他の面で見えぬに國民に負担を強要しておるように見受けられますが、その点はいかがでございますか。

○青田國務大臣 ただいま御懸念になりましたようなことは、今回の予算編成においては極力これを避けるために、決して苛徴請求の途によつて自然増収を人為的に殖やすようなことは考へておりません。この点は本會議においても大蔵大臣よりしばしば、税務当局に對する嚴重な指導監督を言明した通りであります。かような弊害は全力をあげて除きたい。かように考えておる次第であります。

○早稻田委員長 塚田十一郎君。

○塚田委員 時間が経過いたしましたので、まずのことに恐縮でありますけれども、先ほど同僚青木委員その他からお尋ね申し上げたことに對する首相の御答弁に關連いたしまして、二つの点についてだけお尋ねをしたい、このようにしてお尋ねしております。

その一つは結局軍公利拂の延期というものは、與黨の間のいさかしの政策の上からくる妥協によつて出てきたものであるということになるわけでありませう。私どもはこの妥協によつてうまい結果が出てくるというときは、ときどき政治の妙味として必ずしもこれを否定しないのでありますけれども、この問題に關する限りは、どうもこの妥協された結果が、非常にまずい變なものになつたのじやないか。今度の軍公利拂延期というものは、これはもうすでに本會議におきましても、同僚からいろいろ指摘されておりますように、實質は新しく公債を發行されるのと、

ちつとも變つたものじやないかと私は考へる。そこでもしそうであるとするならば、これをされることによつて、先ほどからいろいろ指摘されておりますような欠陥があるものでありますから、この際あつさり軍公利拂はこれをされて、それだけ必要なものは、實質的には同じことなのでありますから、新しく公債を發行になつたらどうか。こういうふうに私もは卒直に考へるのであります。その方がいろいろな弊害もなくて、實質は同じものをもつてくることになるのであります。この点に對する總理の御意見を伺いたい。

○青田國務大臣 ただいまの塚田君の御質問は、本會議においても同じ質問がなされた。そのとき北村大蔵大臣より、これは決して新たな債務ではないのだという趣意を、お答えしておいたはずであります。その点はあるいは御出席でないときに答えたかもしれませう。しかし速記録にはつきりその通り出ておりますから、どうか御了承願ひます。

○塚田委員 首相の御答弁は、私がお尋ねした趣旨とちよつと違つていへるものであります。新しい債務であるかないか。これは解釈の考え方によるのであります。實質は同じものなんだから、いつそのこと新しい公債を發行されて、軍公利拂されたらどうか。こういうふうにお尋ねしたのであります。

○青田國務大臣 實質が同じであるから、三党協定によつて、利拂は延期したわけでありませう。

○塚田委員 これ以上は水掛論になりますから、この問題はこれ以上お尋ねいたしません。

第二の点は、先ほど首相は、軍公利拂延期は一年しかやらないのだ。一年しかやらないというところは法案を見てもええよくわかる。こういうふうにお答えになつたのであります。そこで私も、この軍公利拂の延期法案に對する政府の提案の理由を拜見いたしますと、軍事公債の特殊性、及び國家財政の現況に鑑みてこれをやるのだといひます。そこで軍事公債の特殊性といふものは、これは一年では決してなくならないものであります。國家財政の現況も私も推察いたしますところでは、おそらくことし一年では、今年軍公利拂を延期されるというふうな基盤になつた現狀は止むまい。こういうふうに私も想像いたしますのであります。そこで仮定的な質問をいたすので、あるいは仮定については答えられないとお答えになるかもしれませんが、もしお答え願へるならば、かりに同じような狀態が続いておつて、そうしてそのときにおいてもなお青田内閣といふものが續いておるとしたならば、またおやりになるのかどうか。そこで一年と法律に書いてあるからもうやらないという御答弁であつたのであります。が、こういう法律は今までたくさんあるものであります。臨時物資需給調整法以來期限を限つて、一年くらいということにした法律はたくさんあるのではありませんが、そういうような法律はほとんど例外なく、みな更新されてやつておるのでございますから、おそらくこの法案においても國民の受ける感じといふものは、期限が切つてあるから、もう二度と繰返されないといいように受取りがたいのであります。その

点についてはつきりとお答えをいたしたい。

○青田國務大臣 この法律をつくりました政府の意圖は、この問題は今年きりで処分をしたいといふ見通しのもとにつくつたものであります。明年の予算を編成する際には、日本の生産の今日の指數が繼續されて、そうしてインフレーションの克服もある程度成功を収め、また終戦処理費その他においてもある程度の減額は予想し得るのであります。明年度の予算は今年度の予算よりも、もう少し楽な予算が組めるものと期待しているわけでありませう。

○漢利委員 ただいまの問題に關連して疑いを解いていただきたいと思ひます。塚田委員から申された軍公利拂停止の理由のほかに、その根本は、これは社會黨の政策が、軍事公債の利拂は停止するのだという根本の政策をもつておる。社會黨がこの根本の政策を破棄しない限り、青田總理の建立内閣はまた明年必ずこれは問題になる、こう思ふのですが、その点については社會黨との程度に協定ができておるか。社會黨も今回限りで將來はそういうことは申し出でない、こういうのであるか。その点を伺いたい。

○青田國務大臣 お答えいたします。それは法文の中に書いてある通りの協定でありまして、それ以上には何も協定はありません。

○漢利委員 もう一つお伺したいことがあります。先刻の總理の御説明に、金融機關における損害の補償、そういうことは政府としては措置をしない、銀行團の間においてこれを何とかするといふ話がついておるやうに聞いておる。こういうふう承つたのであ

ります。私どもの手もとに各銀行團から來ておりますのは、これはみな反對の意見を表しております。そういう点について、銀行團自体においてこれを処理するといふやうな空氣はないやうであります。この点について、どういふ根拠があつてそういうふうになるのであります。かつと具体的に伺えればさいわいだと思います。殊に政府の直轄に属するところの預金部については、政府が一般会計から繰入れてこれを補つておる。一方においては軍公利拂の停止のために欠陥が起つたものは、一般予算においてこれを補充している。でありますから、預金部においては損害は受けないやうになつておりました。けれども、しかしながら結果においては、一方において取上げて、一方において與えるといふのだから、少くともこの預金部に関する限りは、軍公利拂停止といふものはその當初の目的を達しない。こういうことになつておると思ふのであります。この問題を、今の銀行團各自においてみずからこれを對処するといふことについて話合ひがついておるというこの根拠を、われわれが安心できるようにつきりと御説明を願ひたいと思ひます。

○北村國務大臣 銀行團に對しましては、これはすでに利拂期が経過しておるのでありますから、既経過の処理をする。従つてこれを未收利息として、貸借対照表には借方に計上してよろしいといふやうなことに処理いたしましては、従つて銀行經理の關係においてはこれが一應納まつたと思ひます。問題は、このことから來る金融がどうなるか、このことだけが實質的に残るの

であります。ところが、御承知の通り金融機関でございいますから、ほかの企業会社でかような問題が起りますと、ただちに金融問題というものは非常に大きな問題になるのであります。すなわち、事が金融でございいますからゆえに、さほど一般の企業会社等において、こういう処理を求めたような影響はないのであります。しかしあつた場合には、これは日本銀行との間に当然のビジネスとして処理できることであります。われわれといひましては、さういふふうな場合には、なるべく便宜をはかつてもらいたいというところは、日本銀行總裁との間に十分了解を得ておるのであります。その程度の相談はいたしております。それから今問題の對象になつております公債は、全部登録公債でございまして、銀行等の所有のものが九割六分ほどありまして、それは日本銀行に全部登録されておるのでありますから、従つてこの点については日本銀行との間の処理は割合にむづかしい問題は起らぬ、かように考へております。

○北村國務大臣 金融機関に轉嫁したとも申されぬのであります。金融機関は、支拂期日が到来したものが、若干延長されたという迷惑をこうむられたらうと思ひます。しかしこれは、先ほど申しましたような経理上の処理と、あと金融問題として取扱う。それから三分五厘の利拂に対して、その利子額の同利率の三分五厘を最終に拂

う、こういうことになつておりますので、實質的に損害を與えるということにはならぬと考へております。

○早稻田委員長 お諮りをいたします。軍事公債の利子支拂の特例に関する件はきつめて重大な法案でありますので、明日午前十時より日本銀行總裁以下四、五人の方々のおいでを願つて参考意見を聴こうということに、昨日の理事會において決定をしたわけですが、さう取計らうことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○早稻田委員長 御異議ないようでありますから、明日おいでを願つて参考意見を聴くことに決定いたします。午後二時三十分まで休憩いたします。午後零時四十七分休憩

午後二時五十三分開議

○早稻田委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

それでは質疑を継続いたします。
○松田委員 私は總理大臣が參議院の方に急ぐと言われますから御遠慮いたしておつたのであります。晝から總理大臣はお出でにならないのでありますので、大藏大臣にお尋ねをいたしましたことを残しておきましたから、それを質問いたします。

〔委員長退席、梅林委員長代理着席〕

この軍事公債利拂停止によつて金融機関に及ぼす影響であります。計理等によつては大藏大臣の御答弁によりますと、計理の上では未收利息として資産としておるから、それは一段落いたしておると申しますが、實際利拂の金を受取つてそれを利殖の途に働かし

ていくのと、これを三分五厘の複利で償還のときに利息をもらうのと、その差は今の金融逼迫の上から申しますと、金融機関の方でもらう金はわずかに十七億くらいのものであります。これに十七億くらいのものであります。平均いたしますれば、約十一年、こういうふうになります。そうするとその十一年間の複利でもつて、償還のときに、それを回轉していくといひます。それ、その差が約二十七億六千万円ばかりの利息の損耗が金融機関に生ずる、こういうふうなことになるようであります。

それから保險会社等の損失につきましても、保險会社は銀行と違ひますから、日銀の方へ公債を担保に入れて金を貸してくれません。それでほかの方へ担保に入れて金を借りておる。そういうような利息の支拂、それが一方で公債の利息がはいらぬからというて、一方に支拂つていかぬわけにまいりませんから、それを支拂うといふところから見ますれば、保險会社のごときは非常な損失になるのであります。こういうことも金融機関に影響を及ぼすと思はれる。それから農業者でございますが、農業者の方では八月の十四日をもつて協同組合に引継ぐといふのであります。農業者でもつていふのも、これは大藏大臣御承知ですが、相当額もつております。六十一億の中で八%

軍事公債、これが利拂停止ということになりますと、公債の市價が下る。今でも軍事公債は六十六、七円しかしておりませんが、この利拂停止というところに確定いたしました。この法案が國會を通過しますれば、ほとんど無價値になつて、軍事公債といふものは市價が下落する。その下落したものを協同組合の方へ引継ぐときに、協同組合は表面帳面價格でもつて引継いでくれるかといふたら、それはしてくれませぬ。そうすると、その農業者の損失を國家がどうするお考えであるかといふことを考へていきますと、農業者に及ぼす影響もまた重大なものがあつて、それが、すべてこういうふうな影響が軍事公債の利拂停止によつて起るのであります。これらの点については傍觀しておるか、何かこれらの点について政府がお考えをもつておるか、この点について大藏大臣の御説明を願ひたいと思ひます。

○北村國務大臣 お尋ねの点は午前申し上げたことと大体同じ御答弁を申し上げてしかるべきだと思ひのであります。現在この三分五厘の利率によつて支拂が延長されるが、三分五厘では現在の金利から考へても、それはほんがとれないではないかといふお話もきわめてごもつともであります。そのことを考へますと、現在の公債といふものがマーケット・レートからはるかに低いものになつておまして、そのこと自体が現在問題になつてゐる。従つてこれをどう処理するかといふことは、日本の公債政策全般にわたること、ひとりの軍事公債だけの問題ではないのであります。現下の金融市場の金利の

状態から考へまして、三分五厘というより利率が安当であるかどうかといふことを、そも／＼検討しなければならぬことになるのであります。この点は公債全般の問題として、現に考慮はいたしておりますが、この軍事公債だけの問題としては考へにくい点があるのであります。

それから、金融機関の点につきましても、これは實質上の迷惑は主として金融に關する迷惑であります。先に申しましたように、既経過の利息であるから、これを損益計算に立てることにはよろしいという特別の処置をいたしたもので、特に損益勘定に計上いたしたとしても、實質的に現金がはいらないじやないかといふような問題でありまして、この点に關しましては、日本銀行その他から金融の道が講じられていふといふことを申し上げたのでございまして、これは政府が特別の權力等を用いなくとも、中央銀行たる日本銀行とその他の金融機関との關係でございしますから、これはおのずから処理できる。なお念のために日本銀行と打合せしておりますので、この点についてはなめらかに進行することと信じております。

なお金融機関が非常に迷惑するといふ点はわかるのであります。たとえば當時松田委員は運輸政務次官として御承知と思ひますが、かつて日本においては非常にドラステックな方法をとらなければならぬことがあつたが、私はそれについてきわめてよく理解をしてごもつともであると思ひます。當時必要があつて私も大いに支持したのでありますけれども、たとえは結果から見ればほとんど金融機関の機

性において軍需補償の打切りをやつた。これは大分世間で言われたけれども、あのときはやむを得なかつた。しかし現在そのことは、結果として全國の金融機関はほとんど九〇％ないし一〇〇％資本を失つてゐる。資本をもつて貯金を保護しなければならぬという現実の問題もございまして、そのみに止まらずして、預金者には五〇％以上七〇％、あるいは七五％以上の切替をしなければならぬという状況になつてゐる。なぜそうなつたか。これは當時の内閣がやむを得ずおとりになつた方法として軍需補償の打切りを行つたのだから、私はこれを肯定するのであります。その當時は今から考えてもやらなければならなかつたと考へるのではありません。けれども非難するわけではありませんが、現実は今その結果が來てゐる。かように経済の非常に混亂してゐる時期において、三分五厘の利息の支拂を法によつて延長する。延長してその期間これを公共の福祉の用に供して、それを使用する代價として三分五厘の利息をつけるというよりな方法をとり、また金融的な措置も円滑にいくような処置をとつたといふことにおいて、私は一應問題は解けると考へておりますことは、午前中にも申し上げたところでありまして、同じことを繰返す結果になりますけれども、そのように御了承願ひたいと思ひます。

○松田委員 金融機関といつたしましては大目も御承知のごとく、戦時補償の打切りによつて非常な損失を來した。それから封鎖の打切り、その他國民に影響も及ぼしたが、ようやく今整理がまさに完結せんといつたしておるときでありまして、過般も金融再建の第二封

鎖の關係があらためて起りまして、またこれで一個みだしたものであります。金融機関の戦時中からの營業狀態を考へてみますれば、戦時中は戦い一本でやつておつたのでありますから、これはやむを得ませんが、ほとんど手を縛られて、そして蓄積資金といふものは戦い一本に流しておつたものであります。戦後今お話のごとく軍需補償の打切りになつて、これが金融機関の内容が不健全となつて、國民に迷惑をかけた。かくのごとく戦時中は手を縛られ、戦後足を縛られ、きわめて營業が惡くなつておる。それをもつてまた軍需公債の利拂によつて、とにかくもつておる公債といふものの市價が下る。それは下るのみならず、運轉資金の上で支障を來す、こういうことになつて、戦時中は手を縛られ、終戦直後足を縛られ、今また首を締められんとするやうな状態になつておる、金融機関はこう言うておるのであります。一例をとつてみますれば、保險会社でございます。保險会社は今みな相互会社であります。保險協會の方から申しまして保險加入者が三千万人、この民衆がら吸收した資金をもつて公債を買つたが、その買つた公債の利廻りがあつてこそ總合的に年三分の利益配當ができております。ところが軍需公債の利拂を打切られるといふとすれば、とにかくその利息の支拂を受けるまでは、三千万人に対する三分の利益配當は、軍需公債の利拂打切りによつて二分になつてくるということもあります。そうしますとこれが大衆に及ぼす影響はまた甚大なものがあるのでございまして、こういうことを政府の方で銀行別にして考へてみて、あるいは信用組

合、無盡会社、農會、保險といふものは銀行以外の性質をもつておりますから、この利息の支拂を受けた金を年四回回轉して運轉していくものとしたならば、非常な利益になつていくが、現実には利息を受取らぬために、保險協會としても三千万の加入者に対して、三分の配當を二分にしなければならぬことになるが、將來國家がこれを考へてやらなければ保險事業は資金吸收の上において、非常な支障を來すのではないかと思ふのであります。また安本提官もおいでになりまするが、總理大臣は今年度は補正予算は出さぬと言われております。それは記録をとつてありますからよろしい。けれども物價改訂によつておそろく補正予算を出さぬというわけにまいりますまい。これは經濟安定本部としてもやむを得ない。昨年度の資金計画におきまして、補正に補正を重ねまして、あれだけの金が当初予算よりも増えたのであります。すなわち資金關係においてもまた殖えてくる。國民が通貨を信頼して心からの貯蓄をして、資金を蓄積するといふ面から考へてみますれば、いづれにいたしましてもこの軍需公債の打切りといふものは、通貨面に対する安定性を欠いて、蓄積資金をなさしめる上から申しますと、いかに貯蓄目標を三千万円と閣議で決定をいたされておられますが、この今の状態から考へてみますれば、決して三千万円では本年度はいきましますまい。資金計画からいつて、三千万円の貯蓄の高を、安定本部の方では後日訂正されて、これを増加するやうなことはないと思はれておるか。その点について安本長官及び大藏大臣の御答弁を得たいのであります。

○北村國務大臣 御質問について御答へいたしますが、軍需公債の總額の九五、六パーセントは金融機関においてあります。それが全部登録公債になつてゐるというところは、公債をもつことも運用の一部と言へば言えますけれども、狭義の運用資金ではなくて、預金等のまさかのときの支拂担保になるために登録されてゐるというところは、轉々流通をさせないために、日本銀行に登録されておるといふ状態なのであります。この事態には動搖はないのでありますから、資產内容が今回のことと著しく惡化したといふことはないのであります。申し上げますれば利潤性において問題になりますことは、現在のマーケット・レートに比べて公債利率は低い。その低い利率の同じ割合にしかつかぬといふことでは、たしかに金融機関はそれだけの迷惑を受けるといふことは認めなければならぬ。しかしこれは資產内容の問題でなくて、利潤性の問題である。その利潤性の問題と實質上の金融の問題でありまして、この両点については、殊に金融の問題については、これは日本銀行において金融ができるのであるし、また金融するのことに申しますと諸弊があるかもしれないが、全部登録公債になつて、公債証券が発行されてないといふやうな事實上に鑑みまして、金融の途がつけば實質的には非常な迷惑をかけたとは思はないのであります。これは私も金融機関に多年おりましたので、金融機関の諸君と會つて直接いろいろ話を聞いておりますが、問題はそこにはなくて、今回のことは利拂延期をしたに止まつたけれども、利息そのものを否定する思想がある。あるいはもつと進んで元本まで

否定する思想がある。今回のことは將來それに行くのではないかと、いふやうな不安が非常にあつたといふことを、みんな告白されておるのであります。て、むしろ問題はそこにあるだらう。ぞうなつては相ならぬので、今回さうな処置をとることによつて、といふと少し言い過ぎかもしれないが、元本を否定する思想は現にあるのであります。軍需公債はもとより擬制資本であるから、さうなものは全部打切れて、いふやうな思想があるのであります。今回の措置によつてさうなことがありませんといふことがはつきりしたことは、金融機関に対してむしろある安心を與えたとも考へるのであります。私もさう考へておるのであります。私への御質問に対して一應お答へ申し上げます。

○栗栖國務大臣 松田さんからの私に対する御質問は、資金計画の問題であります。これは資金計画そのものは、やはり國の財政その他と一致し、マツチして立てられるものであります。予算も現在の予算をもつて進むということに政府はきめております。やはり自由預金の増といふものも、この三千万といふものを目標にして進んでおる次第でございます。

○松田委員 そうしますと大藏大臣、こつちうふに承つておいてよろしゅうございませうか。登録公債であるからして、金融機関のもつておるものも――これは銀行でございまして、あまたの言われるのは、金融機関と申しても銀行以外はさういふやうになるかもしれない。これで利息がとれないやうになつておる。そのとれない利息によつて資金が不自由になつてきた場合

には、日銀でこれは三分五厘程度の利息をもつて当然貸してくるというように承つておいてよろしうございませうか。そうしなければ金融機関の方も運用をやるのについて腹をきめる必要がある。そういうふうな私どもが承つておいてよいかどうか、その点について御答弁願いたい。

○北村國務大臣 これは専門家の松田委員の御承知の通り、現在日本銀行の金利というのはこれは公債の金利よりも高いのであります。従つて一般金融機関が日銀の金を利用いたします場合には、これは三分五厘の公債を所有しながら、それより高い金利を拂つておる。利息は逆鞘になるといふことは、ひとり今更ばかりでなく、現に金融上のものもかなりある。金融機関のものにおける借金がかなりありますけれども、これは全部逆鞘になつております。そういう事実はございしますので、今回これはこの分だから三分五厘にして日本銀行が貸すといふことは、おそらく日本銀行はしないであらう。従つて若干逆鞘になるという事実は認めなければなりませんので、その点は先ほど申しましたように、金融機関に若干の利潤性の上に御迷惑がかかるというところはやむを得ない。ただ金融にについては円滑に金融が融通するはずである。かようにお答え申し上げる次第であります。

を隣組を通じて割当てられ、言葉は少し極端になるかもしれませんが、國民に向つてまず銃剣をつきつけて貯蓄を促す。そして公債を消化したものであります。その当時の通貨債から申しますれば、今それ／＼金融機関がもつておるもの、もしくはその他の法人、團體が無記名でもつておるもの、個人がもつておるもの、これを今市債にいたしますれば、われ／＼の消化した当時の通貨債から申しますれば、百円の公債は今では一円か二円くらいしか価値がないのであります。ただここに三分五厘の利息を拂つておるといふことで公債の市價は維持しておるものであります。しかも今回この利息を延期されたならば、公債の市價は市價が下落してしまつて、おそらく担保に供してあるものは増担保をしなければいかんかもしれません。今公債が千九百九十七億四角出ておりますが、これが一般の軍事公債以外の公債にも影響を及ぼして、そうしていや氣がさして市價が下落してくる。かりに三割下るといふたしますれば六百億の市價が下るのである。もつともこの軍事公債の利息を延期するという前にすでに公債が下つておるのでありますから、公債の利息を打切るといふても三割も下らない。將來の案がもし通過いたしますれば、必ず前後を通じて三割くらい下る。そうしますと民間において負担すべき損失といふものは、六百億くらい覚悟しなければならぬことになりはせんか。これを思ひますときには、支拂停止の影響はきわめて甚大である。この際それ／＼の利息金額が何百億とよけいにあつて、今水害対策とか六・三割の経費を半ば償ふといふものなら別

といたしまして、金額を通じて、午前中にも申しましたように十四億四角内外のものを支拂わすしてこれだけの影響を来すといふことでありますから、これが支拂を延期するのならば、他の方面において何か市價の下らぬような方法を政府が講じていただくようなことができなかったものかどうか。この点を承つておきます。

○北村國務大臣 第一点の御質問は、戦時中隣組等を通じていふん戦域地域等で貯蓄を募つて、それが公債になつておるといふお話がございました。これはその通りでありまして、戦時中隣組あるいはその他を通じてある意味においては天降りの金等によつて、貯蓄をされた。それが相當の金額の公債になつておるのであります。今回の支拂を延ばしたという中には、それは入れていないのであります。さうな小口のものについては、これは全部利息を拂ふことにはいたしまして、軍事公債であるけれども、さうな隣組消化に属する零細なものは全部支拂つておるのでありますから、これは問題外になります。

第二点は利率のことになるのでありますが、現在公債が市價を維持するかないかは、利率によるよりも國の信用によるものである。いふ／＼インフレーションの理由がございしますが、それは金利によつて公債がだめになるといふよりも、國自體の財政が破局になつたり、インフレが破局に達したときに問題になるのであります。利率のことはさう大きな問題ではないのであります。それから現在市場が公開されておりますから正確なる公債の市價といふものはわかりません。今回の利拂

を延ばしたことによつてはたしてどれだけ下るか。必ず下るといふよりなお説であります。私どもはそう思つておりません。もし必ず下る。また数字をあけてのお言葉でございしましたが、これはもしさうな点について御研究がございしましたならば、ひとつうちあけて教えていただければ、非常に参考になると思ひます。私どもは下らないといふことを信じておるのでありますけれども、今回のことによつて非常に下るといふような御意見でございします。もしさうならば、どういふわけ下るのであるか。現に公債の利率は安いのである。公債そのものが現在の市場利率に比べて、はなはだしく安いのであるといふ事実と、安いがしかし公共の福祉のために、これを一箇年間延期して使わしてもらう。その代償として三分五厘拂ふといふことになつておる。そのこと自体から、市價が非常に低落するとは考えておらぬのであります。もしさうなことがあるといふたしますならば、このことのそばからくるのではなくして、かようなことをすればひよつとすると元本を打ち切らないかといふことが問題になるのであります。しかしそのことは政府の閣議決定によりまして、たび／＼聲明いたし、今回の決定においてもたび／＼び申されておりました。今回の措置は今回限りのものであります。決してこれからはやらぬといふことは、はつきりしておりますので、その点については安心をさせていただいていいわけでありませう。かように考えておるのであります。

○松田委員 これは明らかな問題ではありませうか。毎年々々二回にわけ

て利息を拂ひ出してつた。その利息が償還になるときまでもらえぬのだといふことになれば、市價に狂いが来ぬといふはずはなからう。その事情から申しますならば、市價は狂うのが当然であります。ただどこまで狂うかといふことではあります。それが立場々々によつて見るところは違ひます。けれども、何にいたしましても市價の狂うといふことは当然のことでありまして、これがために市價が狂わぬといふことが無理な話であります。それから隣組消化等による公債は、今回の軍事公債の利拂停止の対象になつておらぬといふことでありますが、確かにさうなつておるのですか。

○北村國務大臣 そうです。

○松田委員 それも先ほどから申しましたごとく、國民の貯蓄が蓄積資金となつて、それを金融機関が消化しておるということになります。いずれにいたしましても戦時中の一般國民の犠牲が、この公債になつておることは事実でございします。それがともかくも今のところ貯蓄をしていくというのに、歴代の大蔵大臣が申されておるやうに、通貨の價值は動搖を来すやうなことは、政府としてはしなうと言われている。これは近ごろの歴代の大蔵大臣が皆をうけておられる。この軍事公債の利拂の延期が、ひいては通貨の信用を害し、國民心からの貯蓄心を害して、將來発行する公債の消化にどんな影響を来すかといふこと、これは事実將來に向つてのことでありませうから、今から申しましたもしようがないと言われるかもしれませぬけれども、實際はこれからの公債消化に向つては、軍事公債利拂の延期といふもの

は、その消化に影響することは、明らかな事実と言わなければならぬのであります。政府はこれについてお考えになつておるのでしょうか。この利息を延期するより、むしろこの際公債を発行してこれだけの金を償うたかどうか。これは田から行くのもあぜから行くのも同じことであらば、その方が影響が少いのではないかと、午前中の質問もありましたが、それと同様に、また一面將來交付公債、その他あらゆる公債も出していかなければならず、たとえば復興金庫の復興債でございませう。これらのごときのも何となく消化が悪くて、二割しか一般貯蓄の方で消化いたしておりません。これは通貨に対する信頼感を高めていつて、定期預金も四割、五割というところまで進めていつて、初めて將來の公債の消化というものができる。いやくもこの貯蓄に対しては、國會におきましては各政党派を超越して、一連の貯蓄は別であります、他の小会派も大きい政党も一致をいたしまして、今協力をいたしておるのであります。これが貯蓄の上に影響することがないと思われぬ。また將來発行する公債に対する消化について、何となく營業意欲が薄くなりまして、蓄積資金が減つてきて、そうして後日の公債消化に支障を來すようなことはないか。こういう点について大蔵大臣のお考えを一應承つておきたいのであります。

○北村大蔵大臣 申し上げることはさつきからいろいろ申し上げておるのであります。同じことになると思ひます。それで私もはちまたに、公債は軍事公債なるがゆえに、全部打切るべしというふうな意見のあること、これは貯蓄心に非常に影響する。かようなことがあつてはならぬということを深く考へておるのであります。今回の措置はさうなことでなくして、いろいろさういふような思想があるけれども、そういうものを全部否定し去つて、今回このような処置によつて、これで終りだという終止符をつけたのであります。ある点においては御安心を願へる。さういふふうに考へておるのであります。またこのことの理解のためには十分努力をいたしたい、かように考へておるのであります。このことのために將來の公債政策に影響するとは考へておりません。

それから復金のことがたゞいま例としてお話に出たのであります。これは申すまでもなく復興金融庫というものは、一般の金融機關において貸出のできないもので、しかも國の復興のために必要な金融をやる。さういふこととでございませう。従つて一般金融機關が考へなければならぬ回轉性の問題、あるいは安全性の問題、さういふものを犠牲にして、回轉性は非常に鈍くても、あるいは安全性においてまづたくなくとも、國の復興のために必要なものを貸すという國家の機關でございませう。従つて利率が高い。これに對して一般の投資が十分でないといふことは、一面資金が潤沢でないといふこともございませうけれども、本來の性質に鑑みて、これはさううまくいかなひのがあたりまえである。しかしながら今後市場において十分消化するようになり、なお努力をいたしたいと存じております。また金融機關の援助も受けたいと思つておるのであります。が、このことは解剖して見ると、さう

うな特殊な條件をもつておる。復金自体が特殊な條件をもつておる。さういふこと、今後日本の各企業が赤字をなくいたしまして、赤字の金融などは復金に對して償還ができる。あるいは復金から借り出した金が、しばしば委員会で問題になつておりますが、回収がどうもできないといふような状態になつて、もはや復金のごときものは必要がないといふ時代がまいりますれば、これは問題ないものであります。いま当分は復金は復金特有の使命のために、やむを得ざる方法をとつておりますので、従つてこの復金の消化が非常に鈍いじやないかといふようなお言葉は、復金本来の性質から、ある程度やむを得ない。しかし今後ますます理解を深めていたゞいて、日本銀行の方の金にならないようにいたしたいといふことに、万全の努力をいたしたいといふことも、さういふ点は一般の公債とは性質を異にしておる点からやむを得ない、かように御了承願ひたいと思ひます。

○松田委員 復金の問題は、今までの例をとつたのでございませうが、私は將來の公債消化について支障を來すものと思ひます。それは將來資金の蓄積が鈍つてくる隘路が一つ殖える。さうしますと蓄積資金が目標に達せぬことになる。達しようとはみんなに努力していただいておられますけれども、隘路が一つ殖えるといふことになりませう。資金の蓄積が意のごとくならぬ。さうすると復金債のごときも昨年度は二割ぐらゐでありましたが、本年度は二割もいかぬことになるのではないかと。さういふことを申し上げたのであります。それでさういふ公債発行にあつたつて支障がないかどうかといふ点について、もうちよつと詳しい御説明を願ひたいと思ひます。

○北村國務大臣 これは先ほどから申しておる通りでありまして、たとへば今まで盛んに横行したといふと語弊があらまされども、かなり横行しておつたところの軍事公債を全部打切るべしといふ。今もなおあると思ひます。が、さういふ思想を抱いてそのことを正しく信じている方々が少くないのであります。さういふ思想が國內には相対にあるけれども、政府はさうなことはございませぬといふことを、今回の措置によつてはつきりさせたことは、不安感を除去したと考へるのであります。このことから來る金融機關の若干の實質的迷惑はあつたと思ひますけれども、これも決して重大な迷惑をかけたとは思つていないのであります。私は將來の日本の公債消化等にこれが影響するほどの問題ではない、かように確信しております。

○松田委員 それほどの問題ではないと言われまが、それは立場々々によつて意見が異なるところでございませう。しかしこれは議論になりますから打切つておきますが、政府が声明した閣議で決定したといふようなことを國民は信用しておられません。これも政府としては、だますつもりで言つたのではないことは私もよく知つております。さういふ事情によつてだますつもりで言つたのではないでしようが、結果においては政府の声明とか、閣議の決定が、おさなりの、一時を糊塗するものになつて、國民の方では信用いたしておられません。それを信用できるくらいならば、こんな利拂停止だけをやつたからといつて、それで支障は來しま

すまい。政府がさうだから安心してくれ、安心してくれと言つても、その安心がたいへんである。そこを今尋ねておるのであります。大蔵大臣も御承知でありませうが、波が高いといふと日本では郵船の株が下る。波が高いからといつても郵船の株が下るわけがない。波が高かつたら船に損害が來るではないかといふようなことを心配して、郵船の株の値が下るといふように、きわめて神経過敏でございませう。それだからこの軍事公債を一年延期するといふことが、毎年々々償還に至るまで論議されるところである。それと一般の公債——とにかく中央地方を通ずる、財政の逼迫といふものは一樣ではないのでございませう。昨年度と本年度を比較いたしますれば、昨年より本年は一層窮屈になつてゐる。本年度と來年度と比較して、また來年度も本年度以上とするならば、一般公債に至るまで利拂の停止をせられるのではなからうかと思ひます。戦争前後を通じて國民はきわめて神経過敏になつておられますので、それが市價に影響してゐる。それが將來発行する公債の消化に支障を來すといふことは、野党といわず野党といわず、当然質問するところでありませう。し、おそろしくこれが市價の下る原因となり、またあと、公債の消化に支障を來すことは、當然來るべき事情と考へます。これに對してさういふようなことは絶対にしないから安心してくれ、と、大蔵大臣、総理大臣はおつしやるけれども、何と言われてもさう信用はしません。それから信用組合、無盡會社が、戦時中、遊金ができたから、その何割かは庶民金庫に提供せよと言つて提供させて、庶民金庫の方はしかるべ

く利殖の途をはかつていくからというので、これだけ金が残つたから利殖の途をはかつてくれと渡したら、これによつて庶民金庫は公債を消化してあります。それを公債が利拂打切になつたら利息をくれぬことになるのか。この庶民金庫といつても政府の一つの機関であります。この公債は庶民金庫の責任においてやるのであるが、一般の預金者、信用組合、無盡の方とともに支障を来さぬということになりますか、庶民金庫が買つたけれども、その金は初めの金で買つたのであるから、お前の方に利息は渡さぬということになつておる。これに対する御答弁を伺いたい。

○北村國務大臣 ただいまの前段の御質問であります。これは政府がいくらか説明しても信用しない、こういうことであれば、これはいたし方がないのではありません。どうか信用してくださいとお願ひ申し上げても、これはお互ひの心理的問題になりますから、いたし方がない。ただしかし現実今日まで、金融機関から登録公債の解除を求められた例は一つもないので、その点は信用しておるものごとく私どもは理解しておるのであります。問題はそれの点だけであります。それから庶民金庫等の例も今出たのであります。これは私は金融的の措置によつて解決する問題であつて、日本銀行においては、できるだけ今回のことによつて金融の不円滑を来さないようにするということはよく理解してもらつておりますから、金融的措置によつて、先ほど申しました利殖性の上に若干の迷惑をかけるということとは起り得ると思ひます。起り得ると思ひますけれども、金

融措置によつて今回の利拂が先に延びたということからくる金融技術上の困難なる問題はこれは解決する、こういうふうな考へております。

○松田委員 そうしますと先ほど申しました農業会の引継のときに出てくる損失であります。これについてはどんな御意見をもちておりますか。

○北村國務大臣 ただいまの問題は少し事務的のことにわたりますので、後ほど事務当局より調べてお答え申し上げますと存じます。

○松田委員 詳しく申上げるからお取調べが願ひたい。農業会がもつておる公債は、百二十六億円のうち、軍事公債でこのたび利拂停止になるものが六十五億円ある。この利息は二億二千万円になります。これを八月十四日の日から全国の農業会が農業協同組合の方に改組されることになり、農業協同組合の方に引継するときに――今では公債は額面によつて記載しております。けれどもこれを引継ぐときは額面で引継ぎされたら協同組合が困る。時價でもつて引継ぎしろといつたら農業会の方は欠損を生ずるし、その欠損はどうしてやるつもりであるかということとあります。それを聴きたいというのであります。もしこれが実際安易にやないか、半値ではないか、帳面はそういうことになつておるかもしれないが、わしの方の引継ぎは半額でなければ引継がぬと言われたときに、もし半額、いわゆる六十五億円の半額というものは、元の農業会の負担になつていかなければならぬ。この責任をどうしてはたすことができるか。これらの点について、何かこまごまのことは、この利息の延期のときにお考へになつてお

るのかおらぬのかわかりませんけれども、國民はこれに對してどうしてくれるのであるかと考へております。ほかの方の質問もありましたので、あとに事務的のことが大分ありますが、これは後日また事務の方にお尋ねすることにしたしまして、大蔵大臣に對してまだ質問もあるでしようから、大蔵大臣に對してはこれで終ります。

○青木(考)委員 ちよつと関連的に大蔵大臣にお伺ひしたい。ただいまお話が出たのであります。信用組合はこの表を見ますと一億九百九十九万一千円という軍事公債をもつておることになりま。無盡会社は五千九百二十二万八千円ということになつております。ところが事實は庶民金庫に預け入れてある。信用組合その他が八億四百六十万円、それから無盡会社の方は一億七千万円、これは登録名義は庶民金庫になつておつて實際は無盡会社がもつておる、あるいは信用組合がもつておる。これについて將來問題となると思ひますが、庶民金庫の改組に伴つて起つてくる処置として、一体これをどんなふうの評價せられ、どんな措置をとられるかということとは、事務的な關係になつておると思ひますが、その点もまた機會を見てひとつ御説明願ひたいと存じます。そうして先ほど大蔵大臣は金融的措置によつて云々というふうに言われましたけれども、もしこういうものを日銀が何でも背負ひこむというふうな形になつていくことになりま。日本銀行といふものが今日の場合では非常に統制的な立場が強いのでありますから問題はないやうであります。將來金融事情というやうなものに對する考へ方としては、何か金融的措置とい

うことでむじに日本銀行に背負わしたり、いろ／＼な措置が講ぜられるということになりますと、日本の金融の实体といふものは阻害せられるやうになるのではないかと、いろいろな考へがわ／＼には浮んでくるので、この点についてどういふ措置をとられるかということとは、小さい問題のやうでありますけれども、おついでにひとつ御説明をいただければ結構だと思ひます。

○北村國務大臣 前段のことは事務的に調査してお答え申し上げます。後段の問題でございますが、私は日本銀行が金融機関に對してビジネスとしてやるといふやうな言葉を使つたわけでありま。政府が命令的にこういうことをせよといふやうな指図をすることとは避けた。これは本來金融機関に對して中央銀行としての立場において多額の登録公債をもつておりますから、今も金融のめんどうは見つゝある。それと同じやうな意味において、日本銀行は金融措置をなるべくとつてやつてもらいたいといふことを私の方から連絡はいたしておりますけれども、決して指図をしたり、命令をしたりするといふやうな態度ではないのであります。中央銀行と金融機関との關係において、ビジネスとしてなし得ることである。さういふ意味で……また全体から見ますと金額は小さいのであります。従つてこのことはさほど非常に大きく取上げるほどの問題ではない、かように考へております。ただいま青木委員のおつしやつたやうな意味は私も十分了解しております。さういふ御了解願ひたいと思ひます。

○内藤委員 大蔵大臣にお伺ひいたし

ます。今松田さんから農業会のお話がありました。事務的なことであつたので、それをあとから承りたいと思ひます。ただ今松田さんもお話がありました。今度利拂停止になります軍事公債は、六十四億六千六百万円となつております。これは今もお話がありました。ように、戦時中には單に農業会がもつておりましたものを、農林省の省令をもつて農林中央金庫に集められ、それをまた農林省の強い勧めによりまして、そのうちの大部分がこういう軍事公債保有ということになつてきたといふことは今お話の通りなのであります。大きな金融機関であります。今、今回この利拂停止の措置があるといふにしても、融資その他の援助計画が当然考へられますので、別に事實上重大な危険はもたらさないとと思ひますが、農山漁村、中小企業者、こういうものの所有しております小額公債、これはすべてで中金から日銀に登録してある公債であります。こゝういふものに対しての金融緩和の方法は、どういふやうになるのか承りたいと思ひるのであります。特に御承知の通り現在農村の金詰りに對しまして、農業会が一生懸命にその解決の責に當つておるときなのであります。できるだけ資産の回収、資産の流動化をはかりまして、農村資金の需要に應じなければならぬのであります。さうして組合員の不満をかもすやうなことのないやうにしなければならぬのであります。さういふ点から申しますと、利拂停止といふのは実はこれらの要請に對して大きな障害になつておるといふことは、もう明白な

融措置によつて今回の利拂が先に延びたということからくる金融技術上の困難なる問題はこれは解決する、こういうふうな考へております。

○松田委員 そうしますと先ほど申しました農業会の引継のときに出てくる損失であります。これについてはどんな御意見をもちておりますか。

○北村國務大臣 ただいまの問題は少し事務的のことにわたりますので、後ほど事務当局より調べてお答え申し上げますと存じます。

○松田委員 詳しく申上げるからお取調べが願ひたい。農業会がもつておる公債は、百二十六億円のうち、軍事公債でこのたび利拂停止になるものが六十五億円ある。この利息は二億二千万円になります。これを八月十四日の日から全国の農業会が農業協同組合の方に改組されることになり、農業協同組合の方に引継するときに――今では公債は額面によつて記載しております。けれどもこれを引継ぐときは額面で引継ぎされたら協同組合が困る。時價でもつて引継ぎしろといつたら農業会の方は欠損を生ずるし、その欠損はどうしてやるつもりであるかということとあります。それを聴きたいというのであります。もしこれが実際安易にやないか、半値ではないか、帳面はそういうことになつておるかもしれないが、わしの方の引継ぎは半額でなければ引継がぬと言われたときに、もし半額、いわゆる六十五億円の半額というものは、元の農業会の負担になつていかなければならぬ。この責任をどうしてはたすことができるか。これらの点について、何かこまごまのことは、この利息の延期のときにお考へになつてお

るのかおらぬのかわかりませんけれども、國民はこれに對してどうしてくれるのであるかと考へております。ほかの方の質問もありましたので、あとに事務的のことが大分ありますが、これは後日また事務の方にお尋ねすることにしたしまして、大蔵大臣に對してまだ質問もあるでしようから、大蔵大臣に對してはこれで終ります。

○青木(考)委員 ちよつと関連的に大蔵大臣にお伺ひしたい。ただいまお話が出たのであります。信用組合はこの表を見ますと一億九百九十九万一千円という軍事公債をもつておることになりま。無盡会社は五千九百二十二万八千円ということになつております。ところが事實は庶民金庫に預け入れてある。信用組合その他が八億四百六十万円、それから無盡会社の方は一億七千万円、これは登録名義は庶民金庫になつておつて實際は無盡会社がもつておる、あるいは信用組合がもつておる。これについて將來問題となると思ひますが、庶民金庫の改組に伴つて起つてくる処置として、一体これをどんなふうの評價せられ、どんな措置をとられるかということとは、事務的な關係になつておると思ひますが、その点もまた機會を見てひとつ御説明願ひたいと存じます。そうして先ほど大蔵大臣は金融的措置によつて云々というふうに言われましたけれども、もしこういうものを日銀が何でも背負ひこむというふうな形になつていくことになりま。日本銀行といふものが今日の場合では非常に統制的な立場が強いのでありますから問題はないやうであります。將來金融事情というやうなものに對する考へ方としては、何か金融的措置とい

ことなのであります。従いましてこの軍公利拂止ということが、こういう方面にどういう手を打たれて、こういうことの障害を除去せられるのか、その具体的な御方針をしっかりと承りたいと思つております。たとえて申しますならば、現在農村側が中央金庫を通じて日銀から多額の金を借りておりますが、その金を借りておるかに、軍事公債を確定評價基準で買取ることをお願いできるものかどうか。できないとしても何とかこの際の処置として、そういう無理な願いがかなえられないものかどうか。これは私の一つの私案であります。そういうことに對して大蔵大臣はいかようなお考えをもつておられるのか。私の質問はきわめて簡單ではつきりしたものであります。が、お尋ねしておきたいと思つております。

○北村國務大臣 ただいまのお尋ねの点であります。それは農林中金等につきましましては、農林中金をして金融の便をはからせる。それでこの場合必要な資金は、日本銀行の方から出してもらいたいというので交渉しておることは了解されておると思つております。それからその他の金融機関で、日本銀行と直接取引のない場合はどうするか。これは直接取引のある銀行を通してやる。通すことによつて何と申しますか、トンネル代をとらない方法でやつてもらいたいということをお断りいたしました。大体了解を得ております。さような方法において金融の措置は講ぜられる、さように考えております。

○内務委員 私が一つの私案として申し上げましたところの、日銀がいつでも確定評價基準で軍事公債を買取るといふような保証ができないものかどうか。

か。これをひとつお伺いしたいと思つております。

○北村國務大臣 その点はまだ研究しておりませんが、今のところむづかしいと思つております。

○青木(孝)委員 先ほどからいろいろ松田さんとの間に御議論がございまして、大蔵大臣からの御説明はまことにどうもとてもだとも思われますが、日本経済の平常の状態にありまされる場合において、たとえば軍事公債の償還年数というものを考えますと、大体十一年で終る、こう考えまして、その期限の近いものほど、平常の状態ならば公債の償還が上つてくる、そういうことは通常のことではあります。しかし軍事公債の償還年数は、先ほどから繰返して大蔵大臣がおつしやいますように、戦争に責任をもたなければならぬような、しかも戦争に使つたような、そういう公債は廃止すべきであるという考え方が、世間にある。そういう考え方があるのだから、この問題をどういふふうに出置したことは、かえつて政府のお手柄であるといふふうにおつしやつたように解釈もできるのであります。しかしわれわれも考えてみますと、この軍事公債の利拂を一年間延期して、今後とも軍事公債そのものの償還を維持していくということが政府の御配慮にあるとしますならば、現に日本國債における時價の低落といふことは、だれでも常識的に想像できることでありまして、殊にこれを担保に入れた資金を借出した、こういう者にとつては、どうしても今度の場合ならば、その公債の六割であるとか、場合によつては五割であるとかいふように引下げた融資の担保にしかならぬ。

これだけではだれでも了解できると思つて、従つてこの場合に考えますことは、保險会社のような場合において、長期の資金を取扱つておるところの、ある意味における金融機関である。こういうものは持つてゐるものゝたとえ登録公債であつても、たえず運営するために、これを用いなければならぬといふことになる。今回の利拂一年間延期といふことは、同時に將來に對する一つの心理的な觀念から、まだ世間でそう言つておるのだから、問題になるのではない、また來年はこういうことになるのじやないかといふ不安は、やはり大蔵大臣御自身お考えになつてみても、そういう不安が起つてくるというふうにとりもとれるのであります。従つてわれわれは通常の場合における軍公の償還年数をとつて、一定の数字を出してみましたが、それで、それは架空の数字にすぎないのでありまして、少くとも戦争といふような最もわれわれの忌み嫌わなければならぬ事柄がありまして、その結果國民に對して極度に國家が違反して、そして最後には國民全体を窮乏のどん底に突き落とすといふような結果になることは、ドイツの第一次大戦後におきまして、わが國の現状におきまして、われわれはこれを見るのができるものであります。なぜならばその國の經濟が根本的に破壊されるというやうな事態に當面いたしますれば、政府が國民に對して借金をいたしましたものが、インフレのためになつたくゼロになる、こういうことは現にわれわれが味わつておる現状でありますから、ぜひとも当局におかれましては、この問題について今後國民の經濟的活動を脅

かさないような措置を、できるだけ講じておくことが適當の措置ではないかと思つております。従つて軍事公債の利拂延期といふことは、今日から見れば、まことに結果としては結論が見えたやうな當然のことのようにも考えられるのでありますけれども、しかし現在の日本の經濟状況にしまして、お述べになりましたし、われわれも考えておりますやうな對外的信用なり、對内的經濟信用を今日維持するために、こういう問題の事務的措置は万違ひなく、特にこの点についてお願いをいたしておかなければならぬと思つております。どうしても担保價值が下落する、こういうことから考えただけでも、ひとつこれについては何とか特殊な方法はないか。大蔵大臣において、こういう点について十分お考えくださる理由があると思つてから、御所見がございましたら承つておきたいと思つております。

○北村國務大臣 ごもつともな御意見であると思つております。現在の公債の市價といふものは、これは御存じの通り市場が開かれておりませんから、公定價格はわかりませんが、とにかく何にしても現在の三分五厘の利廻では、今の資金原價をはかるに割るわけでありまして、従つて現在の公債の公定價格ではございせんが、言われておるところの、一つの評價額といふものは、これはやはり利廻計算から來た安当点を示しておるのではないかと、従つて公債の實際的な價值といふよりも、金利が過少であるといふことからくる利廻計算を主とした値段であると考へるのであります。しかしそれをどうするかといふ問題は、今こゝで何とか申しかねますけれども、何としても現在の公債といふものは三分五厘くづづけの状態ではいけない。さようなものについてはどうかしなければならぬといふことは、大いに考えなければならぬと思つております。研究をしたいと思つておる次第であります。

それからなお話がありました一般公債については、ごもつともございまして、先にも申しましたやうに現在九割六分くらいまでは登録公債になつておまして市場性がありません。市場に轉換いたしませんので、今回のことによつて賣り放すといふことも、幸いかどうかございせんので、従つてこれからくる担保力が減するといふことは、現実には起り得ないと思つております。なおこれは毎年拂われない。三分五厘の利息を毎年拂わずに、償還期までまとめて支拂うといふことのために、利廻の還元をいたしましたものと三分六厘五毛になる。それで第一次の支拂期においては理論的には〇・二％下る。さつき申しました心理的影響は別といたしまして、二十二銭ほど下る。理論的にはこういうことになるとあります。それから利拂延期を過ぎると、これが一般公債より高くなるというところがさるばるの上で出てくる。こういうこともあるのではありません。もし算出においてさるばんの上で理論的根拠を求めると、一應下つてそれから漸次上るといふことは言えるのですが、むしろ問題は心理的問題である。その点は青木さんのおつしやる通りでありまして、かような点については十分考慮いたしますし、また

これは信用するしない問題が問題になりましたけれども、政府といたしましてはかようなことは今回だけで、今後はいたしませんということを強く声明しておる次第でありますから、そなた十分御承願いたいと思います。

○石原(登)委員 さつきの松田さん、

それからただいまの青木さんの質問に
関連いたしまして、一つだけお尋ねし
ておきたいと思います。大蔵大臣は先
ほどから今回の措置は今回限りであつ
て、今後は絶対に行わないということと

が、このお話の中に、軍事公債は打切るべしというような思想、すなわち戦争中に使つた金であるからこいうも

のは打切つた方がいゝ、こういう思想が今日非常に多い、こういうことを言われたのでありますが、おそらくこの思想は社会党あるいはこれと共通する

ところの人たちの主張であるかと私は考えます。特に社会党はこの問題を大きく取上げまして、天下にこれを打切

るのだ、さように口約をいたしておる
のであります。そこで問題は、大蔵大臣
の先ほどからのお話を聞いております
と、こういうような思想が今日あるこ

とにおいて、金融界あるいは財界各方面に相当大きな不安を來して居る。しかしながら今回の措置によつてそういうものは非余されて、三つと端

的に言いますならば、ただ單に一箇年間の利拂の停止でこれを食べ止めたということは、各方面から考えて非常に

結構なことだ、こういうような意味合いに聴きとれるのであります。これはさつきも青木さんから指摘されたようであります。私どもも聴いていてさ

いたしますならば、從來社会党が天下に公表されてきた軍事公債打切りという問題は、あとはこれきりまつたく、さたやみになるかどうか。すなわち今回の処置は、芦田内閣の興党である社会党も、この軍事公債の問題については、今後もう取合わないのだ、今回の利拂一箇年停止で、これまでの主張はもう全然消えたのだというような話合でありますかどうか。その点が非常に重大でありますので、この点だけ一点お尋ねしておきたいと思ひます。

○北村國務大臣 軍事公債の元本さえも否定する思想があるということとは、これは社会党がどうということではなくて、経済評論家の中にも、相当そういう

うようなことを今なお言っている人があるのです。さようなことが相
当不安を興えているということを申し
上げたいのであります。今國の

きましては、利拂の停止的処置を解決する懇談会におきましてもいろいろ議論がออกมาして、打切るべしという方の

議論をした人が、一箇年を限り延期するといふようなことに考えが變つてきた。従つて三党政策協定に基づくあの問題は、今回これをもつて終止符をつけ

ることになりましたので、ただいま石原委員の御懸念の点は解消したというように考えております。従つてこれは

す。しかしこれはたとえ打切るべしという主張をしている者が内閣をとつたときには、何とも申されませんが、少

くともわれ／＼の責任においては、そういうことはやらぬ。こういうことは明確に申し上げていいと思います。

○松田委員 安本長官がお急ぎのよう

ます。つまり資金計画面におきまして、私どもから申し上げますれば、保険会社の吸収する資金は、銀行の吸収する資金と性質が違いまして、長期の金を吸収するのである。それで貯蓄の面から申し上げますと、それを企業面に回轉せしむるとか、あるいは中央地方の要請される資金を滑らかにするといふ面から申し上げますれば、保険業者の方で吸収する資金は、一番安定して使えることになつておる。それで特に御依頼をいたして、貯蓄増強をはかつておる

のであります。先ほど申しましたごとく、この利息の打切りによつて、保険契約者三千万人に対して相互会社的なやり方で、三分の配当が二分になる。

それが今年度の資金割当から申しますと、昨年度は三十六億円の自由預金増加之責任をもたしたが、本年度は保険

会社に新しく八十億円の自由預金増額の責任を負わした。そういうところから考えていきますと、この利拂停止によつて三分の配当が二分になるといた

しますれば、はたして本年度の八十億円の目標を、保険会社が達成することができるかどうか。これらの点について支障を来さぬというならば、安本長

官にその理由を聴かしていただきたい
と思ひます。

○栗栖國務大臣 松田委員のお話のよ

託会社の金銭信託、あるいは債券発行銀行の債券、これによつて集まると同じように長期性をもつたものであります。

す。流動的な銀行預金とは性質を異にするわけでありませう。しかしこの利拂停止によりまして、國債が利子の支拂いを受けないといふものの、経理上

たごとく、未収益金としての計上を許されている。また金融的には、必要がある場合には、普通のビジネスとして、日銀その他の金融機関との間に、この処理ができるのでありますから、私の見ておりますところでは、また私の経験からいたしまして、今回の國債利拂停止の処置によりまして、保険会社の資金蓄積が非常に影響を受けるとは思つておりません。ただ國債、軍事公債について、先はどうなる、あるいは利拂をさらに停止されるか、あるいは

は元本の停止がある。こういうようなことが起つてまいれば、もちろん影響を受けると思いますが、それも大だい

てこれをするということが、法律の明文にもはつきりいたしているのです。あります。今後についてはそういうことを

いたさなけり。わけてありますから、御懸念のようなことはないと私は思うのであります。

○松田委員　保険会社は銀行と別で

す。日本銀行から借りない。相手にしてくれない。さつき大蔵大臣が言うたように、やはり一つの銀行を通して金融をするかもしれない。

たしましても私は本年度のことを聽いてゐるのである。本年度三分の配当が二分になる。來年になつたら一分にな

るたろうということで、今年の八十億の目標を達成することができるかどう
か。これに対してできるというお見透
しがあるならいいが、長い間のことを

言つておるのではない。大藏大臣は本年一遍やつたらやらぬ。さすれば本年度三分が二分に落ちてゐても、來年度になれば三分になるから見送らうといふこと

影響がないというあなたの答弁である。

○栗栖國務大臣 松田委員は多少保險会社の資金運営に誤解があると思ひます。保險会社は私も経験があります。長期資金蓄積の金融機關と見てゐるわけでありませう。それで本年度の利拂がこの収入に多少少いところがあるなら、本年度は貯蓄は集まらぬ。來年度はそういうことがないから、さらに集まる。こういうようなことは考えておらぬのでありまして、長期の資金で

ありますから、必ず長いことを見まして、今年度はこのくらいだ、しかし来年度からこういふように集まるといふような、たとえ百十年の契約でありま

すれば、十年先の信用程度の見透しを
つけて保険契約をするのであります。
そこでこの資金蓄積は、軍公の面にお

きましては、さような心配は要らないと私は信ずる次第であります。

○松田委員 本年度新規契約は千五、六百億、その中で新しき自由預金の増

加額が八十億円、こうなつておるので
すから、本年度が利息が三割なら、來
年度になつてはいるということになつ

○栗栖國務大臣 どうも私の言うのは

言葉が足らぬか、こういうのであります。保険契約は今年新規契約をいたしますけれども、しかしそれはあるいは平均十年先の満期のときの確保がどう

であるかを、見透しをつけて契約する
のが普通であります。そこで一年だけ
の減收だとかその他の点において、か
つ、いろいろの事情がありましても、

保険契約は遺漏なしに行われる、こう
いう趣意を言うのであります。やはり
新規の契約であります。

○松田委員 もう御質問しておいて
も、これは同じことですから……。

○青木(孝)委員 私は安本長官にお目
にかかつて伺っているのが、今回初め
てでありまして、あるいはほかでいろ
いろと質問があつて、ダブつておる点
があるかもしれないが、その点は御
省察を願ひたいと存じます。

まず私が経済安定本部長官にお伺い
いたしたいことは四つあるものでありま
す。第一に、本年度予算と中間安定と
の関係。第二に、中間安定の目標と時
期並びにその具体的構想。第三は、新物
價、賃金体系維持の見通し。第四は、
企業の整理、合理化並びに中小企業振
興に対する政府の具体的対策並びにそ
の指導。これだけのことを簡単に御質
問いたします。

まず第一に、本年度の予算と中間安
定政策との関係であります。さきに
首相に対する質問において述べまし
たように、本予算と政府の企図する中
間安定政策とは、まったく相矛盾する
というふうに思ふのであります。この
橋渡しを長官はどう考へておられる
か。それとも本来総合制約的であるべ
き本予算と、中間安定とは、政府の総合
施策としてではなしに、まったく別個
に策定せられたのであるか。もしそう
であるとすれば、政府の政策にはまづ
たく科学性がない。思ひつきの実験を
場あたりのやつておられるのだとい
うふうに考えられるのであります。い
ずれにしても、いろいろの火薬箱
を擁している本予算を前提として
は、インフレ進行の急歩調を抑えよう

とする政府の中間安定策は、一個のカ
リカチュアに過ぎないではないか。し
かるに長官はこれをいかにして結実せ
しめようとするのであるか。この点を
まずお伺ひたいと存じます。

○栗栖國務大臣 今青木博士からお尋
ねがあつたのであります。これはあ
りていに私事情を申し上げてみたいと
思ふのであります。この中間安定とい
うことは、いわゆる中間安定でありま
すが、政府は去る五月十七日に長期計
画の委員会を設けて、それからた
だいま発足をして、速やかに長期の復
興計画を策定しようとしておるのであ
ります。それに現在、殊に片山内閣
からの危機突破策というものできて
おります。インフレーションの進行の
度、なほやんだとは申さぬのであり
ます。これを長期計画に渡りをつけま
すには、いわゆる中間安定策というも
のを、橋渡しとして考えなければいか
ぬと思ふのであります。さういう意味
におきまして、長期計画の一環として
これを考えたいと思ふのであります。

しかしこの予算及び長期計画の策定と
いうものについては、大体予算につき
ましては、生産増強あるいは輸入物
資、あるいは国民生活、賃金の問題、
物價の問題、こういうようなものに一
連の関連をもたして実は予算を編成
し、また長期計画の一環としての安定
策をも今急いでおるような次第でござ
います。しかし長期計画を、本来言ひ
ならば、いつから始むべきかというよ
うな問題については、一應政府の試案
は今年度ということになつております
が、委員会その他の点においてどうい
うようになるか、まだわかりかねる点
があるのであります。安定策にしまし

ても、アメリカの予算の調、あるい
は輸入物資の調、その他の援助の調
係等をもくみ合はせて見る必要があり
ますので、これも急いでおりますが、
ただいまここで、かようなもので
ございまして、かようなものを
で至つておらぬのであります。そこ
で近く安定策について具体的な内容を
申し上げて、さうして予算との橋渡
し、及び長期計画への橋渡し、こうい
うようなものを御説明申し上げたい
と思ふのであります。ただいまのとこ
ろでは、その筋の好意ある援助を懇請
し、回答を求めておるような次第でござ
いますので、そのときまでお待ちを
願ひたいと思ひます。

○青木(孝)委員 ただいまの経済安定
本部長官の御説明は、ごもつともなと
ころとは思ひますが、しかしこの第
一次試案の概要というものを拜見して
みたり、あるいははただいまのお話から
承りまして、また現在の予算の関係
というふうなものを考えましても、私
どもの知りたいと思ふことは、中間安
定の目標と時期、並びにその具体的構
想についてであります。しかしその中
間安定策の着手の時期です。これはわ
れわれの想像いたしますところでは、
は、漠然と今秋というふうに考えられ
ますし、またそんなふうにも言われて
おるように思ふのであります。その正
確な時期として選ばれるのは一体いつ
か、それからまたその目標はどこに置
かれるのであるか、その目標や具体的
な構想はどうでありまして、中間安
定は米國の援助なしには不可能である
が、外資の輸入には、われわれは普通
爲替比率というふうなことを言つてお

るのであります。さういふ問題があ
るとわれわれが一應考える。それがた
めには、通貨その他を一應の線に安定
せしめなければならぬ。長官はこの
点に對して、どんなふうな具体策を準
備しておられるか。さういふことと、
もう一つは、新物價と賃金体系の維持
の見通しに對する質問であります。補
正による現行公定價格の引上げとい
うものは、全体として現行公定價格のお
おむね七割程度の引上げに止める。そ
うしてやみ價格は三割六分程度の上昇
に終るであらうというふうな予想を立
てておられるようでありまして、や
み價格がはたしてこの線で落ちつくか
どうか、はなはだ疑問なのであります。
それから、なほは疑問なのであります。
さういふことは比較的緩慢であります。し
かしながらいふ現象は、政府の強行的
な租税の徴収と、極端な政府支拂の抑
制に基いておるものであるといふ
に考えます。その抑制された政府
支拂は、いずれは散布せられざるを得
ないところの性質のものであるとい
ふにわれわれは考えます。さうい
うふうな物價の上昇の先驅を承つておるタ
バコ、値上げであるとか、運賃、通信
料金、の値上げの大幅引上げといふやうな
ものに加えて、本予算において實際的
な赤字となる政府の出資金、價格調整
費、公共事業費の支出といふやうなも
のは、実に歴大な消費的な支出であつ
て、物價騰貴をまづたく不可避的なも
のにするところは疑問の余地がないと思
ひます。従つて安定策の再版と申しま
すか、社会党内閣以来の安定策の再版
が崩壊することは必然である。このこ
とは当然價格補正を參照し、実質賃金

を確保することを目的として設定され
た賃金三千七百円ベースを、根底から
覆えすこととなるのではないか。かく
して物價と賃金との悪循環というやう
なものは、拡大された規模で再生産さ
れる。これは結局政府をして追加予算
の計上を余儀なくせしむるというこ
とに迫らざるではないかといふふう
にわれわれは考えるのであります。長官
はこれをいかに考えるか。またいか
うに對策づけられようとしておられ
るか、この点をひとつ參考として承つて
おきたいと思ひます。

○栗栖國務大臣 まずお尋ねの第一の
点であります。通貨の安定その他に
關するものであります。中間安定、向
うの言葉で言うならばステツプ・バイ
ステツプ・スタビリゼーション、こうい
う言葉の方が非常に當つておるかと思
つておるのであります。この中間安
定というものをいたしますには、通貨
のある安定、それは資材その他を米國
その他から輸入してもらうという關係
で、通貨のある種の安定が必要であ
いか、さういふやうな話があつたの
であります。これにつきましては、今
は実は貿易資金の特別会計というもの
と外貨の關係とは全然切離されてお
りまして、その間に十分なる関連があ
つていないのであります。外貨の關係に
つきましてはいずれ講和條約その他の
際に処理がきまるものと思ふのであり
ます。そこで政府と政府との間の支拂
その他については、通貨のある種の安
定といふやうなことも必要でないと思
ふのであります。ただ民間のクレジッ
ト、民間の資材輸入、外資の導入とい
うものについて、それが必要でないか
といふお話であります。これは私はあ

る程度の必要をもつものと思ふのであります。しかしまたこれについても現在のような爲替のないものについては行われませんけれども、これについても近くなる種の決定があるのでないかと、その筋でも示唆されております。

われ／＼もい／＼交渉をいたしてあります。それからさらに貿易の方の關係において、今の換算比率というお話であります。いわゆる換算比率、これは補給金性の性質を多分にもつておりますけれども、そういうものについて、貿易振興の上において、國際貸借の決済をする上において、なるべく速やかにこの決定をしてもらいたいというところを、その筋にもい／＼申し上げております。これも近くきまることと思ふのであります。大体そういうものがきまりましたならば、一種の中間安定的の措置ができるんじゃないか、かように考へておる次第であります。中間安定のスタートの時期であります。が、新聞に出ておりました一部のこれは何ら決定を見ない、あるいは想像的記事かとも思いますが、あるいは十月からというように書いてあるのではありません。これは未だいつからということは申し上げられぬのであります。しかしわれ／＼はなるべく速やかにスタートをしたい、こういうことと、それには若干月の準備が要る、こういうことを併せ考えますと、ただちは来月からというわけにもいかぬだろうと思ひます。少くとも本格的にスタートするのは、数箇月の月が要るのじやないか、かように予測をいたしておるような次第であります。それから第三の点の物價と賃金の問題であります。これにつきましても國民の平均の

生活水準などを見ると、マル公による生活は二五％でございます。これは金銭の上で二五％であるのであります。マル公で價格が低いのでございます。数量の上では六五％ぐらいがマル公による生活であります。残余は自由價格の物價及びやみ物資によつておる。こういうことに相なつておるのであります。そうしてわれ／＼といたしましては國內生産の増強、一割増産あるいはその他の増産によつての増加と、海外輸入物資によつてこれを増加いたしまして、そうしてマル公による配給の増加を策したいと思ふのであります。中間安定の中には、そういうような点に相手をいれて検討し、施策をいたしておるような次第であります。そうしてマル公による生活を増進する、いわゆる実質賃金を充実にしていくということによりまして、やみの物資による生活の依存度をだん／＼少くして、いつかということを考へたいと思ふのであります。他方におきましては昨年末から今日のたゞいまにかけましては、やみの上昇率は非常に下つておるのであります。ある場合は一％いくらというような数字を示しておるのであります。しかし五月、六月の物價改訂のときの基準をいたしましたのは、それを三四％と

計算したのであります。今後われわれはマル公による物資の増配等と併せ考えまして、これは大體維持できる、かように考へておる次第であります。この点などについては中間安定の施策のときに、さらに御説明を申し上げたいと思ひます。そうしてこの三千七百円は物價の中に織りこみましますところの賃金水準という意味できめたのでござ

いますけれども、しかしこれが維持に ついては十分努めたい、こう考えます。賃金安定の問題についてはたゞいま関係閣僚の中でのい／＼研究をいたしておる。これも政府の態度が近くいづれきまるものと思ふのであります。物價の安定につきましてはこれはもちろん既定の方針に沿つて勵行すべきものは勵行し、勵行の必要のないものは、あるいはマル公などの維持する必要のないもの、また適せざるもの等につきましてはマル公も外しまして、そうして物の配給を円滑にするというところをいたしたいと思ひます。そういうことによりましてこの両者の安定ということをもつていきたい、こう考へておる次第であります。そうしてこれによりまして物價と賃金の悪循環を——これはなか／＼むつかしい問題であります。が、これを断ち切るということによりまして、大きな追加予算が出まして、この本予算の根本を覆すということがないように努めたい、こう考へておる次第でございます。従つて大蔵大臣の申しますように、追加予算その他は考へてはおらぬ。こういう状態にあると思ふのであります。

○青木(孝)委員 大體了承いたしました。が、どうも三千七百円ベースを維持することができぬかできないかという問題については、せつ／＼の答へでありますけれども、どうも私にはこれは維持できないのじやないかというふうに考へられるのであります。この点はぜひ維持できるならば維持していただきたい、これもわれ／＼の願ひであります。最後に企業の整備合理化についてであります。すでに莫大な蓄積資本の

破壊と喪失のあるところでは、企業がその再建と復興のために、信用造出に對してする要求は限りなくあるのであります。信用造出に對するかかる無限の要求と申しますか、大きな要求を、経済の自然的な拘束に從つて抑制するためには、どうしても資本の合理的かつ最も効率的な運用が絶対に要請されると考へます。しかるにこの点に關しましては、政府がどの程度の認識をもつておられるかは、政府の從來のこの点に對するいわば無爲に徹したとでも申しますか、まことに疑問なきを得ないのであります。限りある資本を最も効率的に運用するためには、企業の整備を断行する、企業の経営を科学的な合理性の軌道に乗せることが、第一の前提條件でなければならぬ。しかるに政府は復金の貸出に對してもその行末を提議せず、だた貸出することをもつて能事終りとしてゐるがごとくであり、またその直轄の通信、鐵道事業を初め、民間企業の整備に對しても、労働政勢を恐れて何らの積極的な動きも示しておらずに、いたすらにこの問題を逃避して、その責任を他に轉嫁しようとしてゐるかの感が深いのであります。われ／＼としてはそんなふうに見るのではありません。まことに遺憾千萬であると思ひます。さらに私は、經濟安定本部がわが國の經濟復興に重大な役割をもつ中小企業の振興に對して、何ら積極的な体系的政策を確立しているというのを聞かないのであるし、また見ないのであります。われわれの研究の不足であるか。この点について安本長官に特に承りたい重要な点と考へて御質問を申し上げる次第であります。

○栗栖國務大臣 青木博士のお尋ねの第一点であります企業の再建整備でございますが、これは昨年の政府の白書、今年の安定本部の報告書にも出ておりますように、この國家の財政を再建整備すると同時に、企業を再建整備する、各自の家計を建直することに、つてのみ、國家全体の國民經濟の建直ができるのであります。企業再建整備が國家の財政その他の整備と同様にきわめて大事であるということ、今お話の通りであります。これにつきましては、たとえば各種の事業の戦時性といひますか、戰時的に發展した規模その他を脱皮いたしまして、これを終戦後の平和産業の規模へ轉換をしていく、こういうことが再建整備の目的であると思ふのであります。そこで再建整備につきましてはこれをきわめて急いでゐるような次第であります。金融機關については、この再建整備の増資の面は残つておりますけれども、これは終えたわけでありまして、しかし事業については、集中排除とか、あるいは企業再建整備、あるいは賠償物資の指定その他の關係がございまして相当遅れたのでありますけれども、しかしこれは政府もつとめてこの促進をいたしておりますので、近くこの金融機關の再建整備のあとを受けて完了する、こうみておるのであります。なおこのために企業を再建整備すると同時に、經營の合理化、殊にこういふような資金面、經營面及び營業面において經營を合理化することはきわめて重要でありますので、政府は断固としてこれをやります。日本の經濟を建直し、危機から脱却して經濟復興へと向う第一の大きな目標は、企業の面において

はここにあると考えて促進をいたして
おるような次第でございます。これは
企業設備その他について行いますと
同時に、企業資本についても今お話の
うに考えなければならぬと思うので
あります。資本につきましては、この補
償打切りその他によりまして、ほとん
ど、戦時中の資本は潰滅に近いもの
があるのであります。資本なくしてこ
の企業の整備はできませんので、こ
れからこの企業自体の再建整備を
同時に、企業資本を蓄積し、それを導
入して、両方面から健全なる回
復を期待する、こういうことになら
なければならぬと思うのであります。大
蔵大臣が本会議その他においてしば
しば申しておりますように、政府とし
ては企業資本の蓄積、それがために資本
の蓄積というものについても十分なる
努力を拂い、なお法人税の軽減その他
諸般の施策を加えてこれを実行いた
したい、こう思っております。なお証
券の民主化その他についても、その一
助にするという趣意であると思つて
あります。これは企業を再建整備し
て、そしてさらに新しい資金を導
入して、それから生産の増強その他に
向うというものでなければ、ほかに適
当なる方法はないと考えておるので
あります。政府は誓つてこれをやるこ
とに邁進をいたしたいと思つてあり
ます。制限会社あるいは特許会社等の
整理につきましても、十分その筋との
連絡をもちまして鋭意進めたい、こ
う考えている次第であります。

それから中小工業の振興でありま
す。これは御説のように、この中小工
業の振興につきましても、日本の企業
の中で相当大きな部分を占めておるの

であります。そしてまた今後の平和
産業の上においては相当大きな部門を
占めると予定され、貿易産業の面にお
いても、非常にそれが期待されるので
あります。そこでこれら企業を振興す
るということにつきましては、企業應
その他を商工省にも設けておりますけ
れども、安本といたしましてはこれは
やはり長期の経済復興計画の一環とし
て考えたいと考える次第であります。
長期の復興計画は、先ほど申しまし
したようにまだ委員会に策定されませ
んけれども、政府の試案によりまして
も、昭和五年から九年の水準を、昭和
二十七年までにおいて実現しようとする
のであります。その中には各種の産
業によつて、企業形態としては中小規
模のものをそれに相当繰りこまし、そ
の振興その他を考へていきたいと思
うのであります。中小企業につきまし
ては、ややもすると統一的あるいは総
合的の指導、あるいは振興というよう
な点が欠けているという点がしばしば
あるのであります。そういう点は長期
の復興計画の一環としてこれを考えま
して、専門家を招き、意見を問う
て、その振興の具体的策をはかつて、
それを実行するようにいたしたいと考
える次第であります。資材、技術の導
入あるいは金融の点についても十分
考えたいと思つておる次第であります。

○川合委員 本日は野党の諸君からい
ろいろ質疑がありましたが、明日から
わが党の立場においていろいろ質疑申
し上げたい、かように予定しておるわ
けであります。その前提としてわが
党の立場から、ぜひとも当局に質疑申
し上げておきたい点は、郵便貯金の第
二封鎖を打切るといふようなことが

新聞紙上に出ておるわけでありま
す。はたしてこれは事実であるかどうかと
いう点を、この機会にお聴かせ願いた
い。われわれはその点の事実、あるいは
また当局の方針を承つておいて、税制
その他の面についてこれとの関連にお
いて、いろいろ御質疑したいと思え
ますので、大蔵大臣あるいは通信大臣
から、これに関する明確なる御答弁を
煩わしいと考えるわけでありま
す。

○北村國務大臣 ただいま御指摘にな
りました郵便貯金の中の第二封鎖を打
切るといふこと、これはこの間の新聞
で発表になりましたのは、どこから出
たかよく存じませんが、大体その方向
はいくようになつております。私も
いたしましては、これはもちろん政府
の限られた補償金の範囲において、
優先的に郵便貯金をまず救うといふ
と誤解がありますが、救い、それから
預金部の持つておる積立金を放出し
て、つまり一般金融機関においては、
積立金、預金部資金をもつて同様にし
ました。また政府がなし得る補償の限
において、一般金融機関並に郵便貯金
の保護をいたしたのであります。残る問
題は一般金融機関において、たとえ
日本貯蓄銀行のごとき、日本における
最大の貯蓄銀行であるが、第二封鎖は
全額であるという例があります。その
他七割、五割といふ例があるのであり
ますが、同じような趣旨において、郵
便貯金が今回第二封鎖が打切られると
いふ運命に相なりました。その以前郵
便局は特に國家直接の直屬機関である
といふので、何とかこれをそうならな
いようにしたいと存じまして、いろいろ
折衝を試みたのでありますが、今の
ところどうも折衝の経過としては、こ

の間新聞に出たような結果になる運命
にあると考へられるのであります。な
おしかし私どもは、全額でなくとも、
その一部分でも救い出した、こ
ういふような願いをまだ捨てずにもつてお
るのであります。これは今までの折
衝の経過から考へまして、困難ではな
いかと思つております。しかし困難で
あつても、大いに折衝いたしたいと存
じます。

○富吉國務大臣 ただいま大蔵大臣か
らお述べになつた通りでありまして、
別段蛇足を加える必要はございませ
んが、立場柄非常に救済を熱心に考へて
おるのでございます。いろいろ困難な
事情もございしますけれども、今日な
お希望を捨てずに努力をいたしておる次
第でございます。できますならば、國
会等の世論等をも應援を願つて、この
目的を貫徹したいと考へております。
なお大蔵大臣におかれましては、また
大蔵省の事務当局におかれましては、
私どもの趣旨に御賛成が願えておりま
すので、協力してこの目的貫徹に、な
お努力を続けていきたいと考へており
ます。

○河合委員 ただいまの両大臣の御答
弁によりまして、打切りにならざるを
得ないような運命の方向を辿りつつあ
るという事情は、われわれはよくと
承したわけでありまして、従いまして、
おそれなくわれわれと同様の考え方を政
府当局はおもちのようでありまして、
われわれとしましては、いざ後刻懇
談等によりましてその詳細を承りまし
て、われわれの力によつて、ぜひとも
大衆の零細なる預金を活かしたい、か
ように考へて私の質問は終ります。

たいのですが、実はいろいろ事情を
承りますけれども、御承知のように郵
便貯金といふものは、非常にまじめな、
零細な、しかも非常に大勢の人が預け
ておりますので、大蔵省でも貯蓄奨励
をやつておられる関係上、もしこ
ういふものが打切られるといふことにな
れば、將來の貯蓄奨励はどういうよう
な方法でやるのであるか、そのことにつ
きまして、大蔵大臣から御答弁願いた
いと思ひます。

○北村國務大臣 ただいまおつしやる
ような意味を考へますから、打切りに
ならないように、非常に努力したつも
りであります。しかるに、これは考へ
ようによつては、國の貯蓄であらう
と、貯蓄銀行の貯蓄であらうと、今日
の貯蓄銀行が公共性をもつ点におい
て、國庫と何ら選ぶところはな
い。特に戦時中には國家が割當て、そし
て強制的に吸収して、それを運用し
て、國家目的に皆使つた。この点にお
いては同様である。従つて窓口が違つ
ても、金融機関たる点においては同じ
であるから、これを特に差別すること
は、今日のような時代の憲法の精神か
らいつて、どうもおかしい、こ
ういふような議論がある方面において相
当強いものがある。それで実はいろいろ
研究をしているのでありますが、私
どもといたしましては、これは皆さんが
いろいろお考へになつておること、
肚の中はちつとも変らぬと思つた。た
だ多數の貯蓄銀行、その他の銀行ある
いは農業会その他においても、政府の補
償の及ばざる限度においては資本金を
全額失つておる。積立金も全額失つて
いるようなところも相当ありまして、
政府が直接やる貯蓄の機関について、

今回のこの結果から眺めて、將來これはいろ／＼方法的に改善すべき点が相当あると思う。それはここでは申しませんが、先ほど申しましたような事由で、國家の補償が同様に及ぶ。それから特に國家の預金部でもつておつた積立金の放出というようなことをやつて、そして救済するところまで救つたという点から、公共性において特に變りはない。しかも資金をこういう目的のために吸収して、同じ國家目的に使つた戦時中の金融機關であるから、これを差別することはおかしいという意見が強い。ために、今回はたとえば日本貯蓄銀行が金額打切になつたと同じ運命にするのが安当であるというような御意見が非常に強いのでありまして、この点に對しまして、目下われ／＼は、それでは困るのだというので、大いに折衝はしております。内情を申し上げますと、以上のようなわけであります。

○北村國務大臣 今銀行局長が答へたします。

○淺利委員 先刻青木委員の質問に對して、各企業の本蓄積と云ふことの御説明がありました。が、なお大蔵大臣も財政演説の際、各企業の本蓄積の増資の方法をとりしめたこと、御説明になつておりました。株式の拂込とかいふものについては、各銀行においては統制がはなはだしく、個人に對する貸出しが目下できないようになつておると思ふのであります。大臣の仰せられるようにすべての企業が復金に依存するといふ弊を改めて、各自がその資本の蓄積、すなわち株式の拂込とか、あるいは増資といふようなことになつて、自己資本を充実するといふことは、最も必要であるにかかわらず、これが各個人が拂込の際に手もとに金がなくて、銀行から借出すといふ場合には、銀行が個人に對する貸出しは停止中であるといふことで、今日これを拒んでおるようであります。そういういたしますとせつかうの方針が首尾貫徹しない、こういうふうに感ぜられるのであります。大体今日のようにすべての金融があまりに國家の統制がはなはだしい、ほとんど銀行に對しては民主化されておらない。むしろ市中銀行のごときは、その取引の對象となるところの得意先に對しては、信用その他の關係においては、最も詳しく知つておるのであります。こういう人が本當に實際に適したような資金の流通をはかる、といふことの方が、はるかにこれは効果的であり、ただいたずらに官廳式の銀行が、國家の財政からもつていつたところの拂込によつたその金を

民間に貸付ける、そうしてこげつくと云ふ問題よりも、民間の銀行を利用して、資金を運用せしむるということ、は、より以上効果的であると私は考へておるのであります。この点で今の株式の拂込といふような場合において、市中銀行の貸出しを緩和することについて、どういふふうにお考えになつておられますか。その御方針を承りたい。

○北村國務大臣 この問題に關しましては、先ほど青木君からお尋ねがあつたのであります。が、この際注意しなければならぬことは信用の造出である。従つて信用の造出といふようなことについては、相當にこれは総合的に考へ、また制約的に見なければならぬ。殊に資金の効率的な、合理的な効果といふことを、十分に検討しなければならぬといふようなことは、私はきわめて同感であります。今日のような時代において信用の造出が安易に行われるといふことはしてはならぬ。資本の安定といふことは非常に声をからして言つておりますけれども、そう思はれにくい。つまり銀行の預金が殖える、と申しましても、今の状況では一種の所得預金である。所得が消費せられるまでの間の滞在であるといふようなものが多いたるであつて、金額的に、貨幣數量的には、ある預金が殖えても、これは必ずしも安定した産業資金となり得るようなものが少い。この点において長期性の貯金を獲得して、安定した預金を獲得して、信用を造出しなければならぬといふ点については努力しなければならぬ、かように考へております。さういふ、さういふ観点から、今まで企業がややもすれば安易な方法で借入金で賄つておつた。

この借入金で賄うということ全部改めて、安定した自己資本によらしめるということが、一應の企業整備の金融的な途である。困難であるけれども、さういふ方向へ政府としては向かしむべきものである。かように考えまして、従つて借入金のようなものでなく、これは漸次安定した自己資本に變らしめる。自己資本に變るためには國民蓄積がなければならぬ。こういうことになるわけでありまして、従つて有價証券の大衆化、民衆化といふことにも努力して行ふような次第であります。たとえば今お話の株式拂込に銀行は貸さぬといふことですが、銀行がそれを貸した場合には、それがそのまま會社の借入金に肩替りされて、依然として不安定な状態であつては、先ほど私の申し上げた信用造出が安易になるという点が注意すべき点でございます。これはほんとうの國民蓄積の中から賄われるようにならなければ、やはり赤字は赤字である。企業は赤字が單にいくつかの數に分散されて、個人の赤字によつて賄うといふことになるのであります。かような点についてはほんとうに純粹の蓄積によつて賄うように方向を向けていかなければならぬと考へます。個人には貸さぬといふお話がございますけれども、必ずしもそうではないのでありまして、資金の効率的な配分をいたしてやらなければならぬ。従つて資金の準則をきめて、これを改正したいと存じておりますけれども、今その点は重点的な配分をしてゐる。國民蓄積が少いのでありますから、少い國民蓄積をむだな方に流してはならぬといふので、最も効率的に運用せられるように、合理

○佐藤（勲）委員 この問題は國民に非常の影響がありますので、ぜひとも政令でなしに、法律でやつていただきたい

○河合委員 もう一つお尋ねいたしますが、國家目的のために使われたことは承知しますが、たとえば東海銀行のようなのは、第二封鎖は五割程度還元になることになっております。ところが、國家が保証しておるわけの郵便貯金が全然打切られるといふことになれば、その影響は非常に甚大だと思ふのであります。特にこれは農村の人々が非常にまじめな氣持で、國家を信用して出したわけでありまして、さういふ点について大蔵大臣も通信大臣も一層お考え願ひたいと思ふのでございませう。

それから一つ附加して御質問いたしますが、この郵便貯金の打切りは、法令で処置なさるかどうか。その点についてひとつ。

的に重点産業の方に向うようにしたい。こういう意味で重点的に処理する。不急不要と認められるものは非常に低い位置に認められていくことに相なつてゐるのであります。これは少し別な話になりますけれども、有価証券の金融というものはたゞいま丙になつております。この点は今検討されておりました。これは独占禁止法、大財閥の解体、財産税の代納その他いろいろの点において、あるいは各特別整理会社整理等々からくる株式の放出すべきものは非常に多いのです。これを処理させるための考え方から申しますと、たゞいま御質疑のような同じ意味で、有価証券に対する貸出金を、單に丙だといふのでは非常にまずい。この点は非常に考慮しなければならぬと思ひまして、たゞいま検討いたしておりますが、以上申し上げるような趣旨で、本当のところは長期性のものではなく、所得預金であつて、所得が消費せられる間の滞在預金というふうなもので、やはり購買力にいくのです。もつと安定した預金が殖えるような方向へ向けていかなければならぬ。かようなところに十分注意をいたしたいと存じておりますが、たゞいまのところは遺憾ながら個人の借入金がいづつか集まつて、企業の借入金がかバトされるというふうな程度ではほんとうに本質的に變らないというふうな意味において、純粹な蓄積がされるようにしなければならぬ。これがためには蓄積に十分努力しなければならぬといふことになるわけでありまして、さうな方面は今後十分に努力いたしたい、こう考へておる次第であります。

○浅利委員 今大体の氣持はわかりましたが、實際問題といたしまして、たとえば各企業の会社が会社自体としては重要産業である。そして實際の例としては、現在その会社が復金から金を借りておる。しかしながら復金からなおこの上借りるというわけにもいかず、また償還期が來ておる。そこで自己資本を蓄積するために、新たに未拂株を徴収する。こういう場合には從來の会社に關係してゐるところの株主が一時に金を出さうという關係から、銀行に借入を申し出るということになりますと、その事業そのものは重要産業であるが、その事業に投資するために借りる人は個人である。個人であるがゆゑにそれを借入れるについては三種の取扱いを受けるというふうな關係になつておるようであります。そうするとせつかくその会社が重要産業として指定されておつても、自己資本を充實するための拂込をとることが實際できない。しかも從來からその会社と運命を共にしておつた株主に力なくして、やむを得ず新興階級の人の手に渡さなければ充實ができない。創立以來それに関係した人が手を断つて、今まで事業そのものに関心なく、ただ投機的に利回りがよいからというふうな人の手に移るというふうなやむを得ない情勢になる。こういうことはもう少し考慮すべき問題ではないかというふうに考へられるのであります。

もう一つは、そういう常に取引のある人は、ある程度の信用といふものをもつておる。そこで銀行も取引者としての親しみがあつて、お互ひにその信用状態がわかるということであれば、その銀行に依存して、あるいは長期の預金もするということになります。今のうちに銀行に一旦預金はしてしまつた。が急に自分が一時金を融通する場合には、貸出は個人としての扱いではできないといふことになりまして、いざ自分自身は現金でもつておらなければならぬといふことになると思ひます。そういう事情をよく斟酌せられまして、市中銀行における資金の統制を、たゞいたすに強化するにあらずして、そこにいくらか生きた、効率的な、また實際に即した処置を認めるように、統制上の緩和をすることが必要でないか、こういうふうに考へるのではありません。この点について政府は至急に何とか手を打たる考へはないかといふことを伺ひたいのであります。

○北村國務大臣 きわめてごもつともな御質問でございます。私もお話に対してはきわめて同感なんでありまして、先ごろ一度株式にブームが起りまして、その際に金融が放漫であつたといふような意見が某方面から出まして、それがために株式資金が近ごろブームを起す結果になつたのだ、こういうふうなことであつたかもしれません。が、かつて乙であつたものが丙の取扱いをしなければならぬことになつた。しかし先ほどから申しますように、將來株式を消化するといふことが大きな仕事であります。また勤労階級の人が一々々々少くとも、多数の人が資本的参加をするといふことはきわめてよいことであるし、國家としては大量の株式を処分しなければならぬのでありますから、かような観点からも考へまして、現在有価証券に対する基準が丙であるといふことは無理である。私卒直に申し上げますが、さうに思つておるのであります。至急に改正したい、關係方面にも十分に話をしたい、かように考へておるのであります。おそろくこの融資進則は改正を行うことができるだらう、こう思つておるのでありますので、さう御了承願ひます。御趣旨は十分わかるのであります。

○佐藤(親)委員 きよりの質疑はこのぐらゐに打ち切つて、明日続行することにして本日は散会することにいたしたいと思ひます。

○梅林委員長代理 御異議ありません。——それでは明二十二日午前十時より質疑を続行することといたしまして、本日はこれをもつて散会いたします。

午後五時五分散会

昭和二十三年十月二十一日印刷

昭和二十三年十月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局